

各地区タクシー事業適正化・活性化協議会
設置要綱の一部改正について

京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正新旧）

改 正	現 行
<p>京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱 制定 平成21年10月28日</p>	<p>京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱 制定 平成21年10月28日</p>
<p>（目 的）</p> <p>第1条 京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、京葉交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p>	<p>（目 的）</p> <p>第1条 京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、京葉交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p>
<p>（定 義）</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p>	<p>（定 義）</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p>
<p>（実施事項）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>（1）準特定地域計画の作成</p> <p>（2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整</p> <p>① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集</p> <p>② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請</p> <p>③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施</p>	<p>（実施事項）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>（1）準特定地域計画の作成</p> <p>（2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整</p> <p>① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集</p> <p>② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請</p> <p>③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施</p>

に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長 又はその指名する者

- (削除)

(2) タクシー事業者等

- (削除)

(3) 労働組合等

- (削除)

(4) 地域住民

- (削除)

(5) 学識経験者

榛澤 芳雄(日本大学 名誉教授)

(6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長

(7) その他協議会が必要と認める者

- ① 千葉県警察本部交通部交通指導課長

に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(6)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ① 千葉県総合企画部交通計画課長
- ② 市川市長又はその指名する者
- ③ 船橋市長又はその指名する者
- ④ 習志野市長又はその指名する者
- ⑤ 八千代市長又はその指名する者
- ⑥ 鎌ヶ谷市長又はその指名する者
- ⑦ 浦安市長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人千葉県タクシー協会長
- ② 千葉県個人タクシー協会長
- ③ 市川交通自動車株式会社 代表取締役社長
- ④ 有限会社武藤自動車 代表取締役社長
- ⑤ 有限会社丸十タクシー 代表取締役社長
- ⑥ エムティ有限会社イースタン 取締役
- ⑦ 京葉タクシー有限会社 代表取締役社長
- ⑧ みさきタクシー有限会社 代表取締役社長

(3) 労働組合等

全国自動車交通労働組合総連合会を代表する者

(4) 地域住民

一般社団法人千葉県商工会議所連合会長

(5) 学識経験者(日本大学 榛澤名誉教授)

(6) その他協議会が必要と認める者

- ① 千葉県警察本部交通部交通指導課長

- ② 千葉県警察本部交通部交通規制課長
- ③ 千葉労働局労働基準部監督課長

(削除)

④ 千葉県タクシー運転者登録センター所長

- 2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は**事務局長会長等**
~~(事務局長を置く場合は事務局長。以下同じ。)~~に申し出をするものとする。
ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は**事務局長会長等**が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

- ② 千葉県警察本部交通部交通規制課長
- ③ 千葉労働局労働基準部監督課長
- ④ 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長
- ⑤ 千葉県タクシー運転者登録センター所長

- 2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(6)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長を置く場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。
ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会

の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
 - (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
 - (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(分科会)

第6条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めるときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

2 分科会は、第3条の実施事項の内容に応じ、第4条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。

3 分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。

4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。

5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
 - (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
 - (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日 一部改正
附則 平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日 一部改正
附則 平成 2 6 年 1 月 2 4 日 一部改正
附則 平成 2 6 年 2 月 2 0 日 一部改正
附則 平成 2 7 年 4 月 1 0 日 一部改正
附則 平成 年 月 日 一部改正

附則 平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日 一部改正
附則 平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日 一部改正
附則 平成 2 6 年 1 月 2 4 日 一部改正
附則 平成 2 6 年 2 月 2 0 日 一部改正
附則 平成 2 7 年 4 月 1 0 日 一部改正

東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正新旧）

改 正	現 行
<p>東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱 制定 平成21年10月28日</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東葛交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>（定 義）</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>（実施事項）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>（1）準特定地域計画の作成</p> <p>（2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整</p> <p>① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集</p> <p>② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請</p> <p>③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施</p>	<p>東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱 制定 平成21年10月28日</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東葛交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>（定 義）</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>（実施事項）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>（1）準特定地域計画の作成</p> <p>（2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整</p> <p>① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集</p> <p>② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請</p> <p>③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施</p>

に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長 又はその指名する者

- (削除)
(削除)
(削除)
(削除)
(削除)
(削除)

(2) タクシー事業者等

- (削除)
(削除)
(削除)
(削除)
(削除)

(3) 労働組合等

(削除)

(4) 地域住民

(削除)

(5) 学識経験者

榛澤 芳雄 (日本大学 名誉教授)

(6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長

(7) その他協議会が必要と認める者

- ① 千葉県警察本部交通部交通指導課長
- ② 千葉県警察本部交通部交通規制課長
- ③ 千葉労働局労働基準部監督課長
- (削除)
- ④ 千葉県タクシー運転者登録センター所長

に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(6)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ① 千葉県総合企画部交通計画課長
- ② 松戸市長又はその指名する者
- ③ 野田市長又はその指名する者
- ④ 柏市長又はその指名する者
- ⑤ 流山市長又はその指名する者
- ⑥ 我孫子市長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人千葉県タクシー協会長
- ② 千葉県個人タクシー協会長
- ③ 小金タクシー有限会社 代表取締役社長
- ④ 有限会社北柏交通 代表取締役社長
- ⑤ マツドタクシー株式会社イースタン 代表取締役社長

(3) 労働組合等

全国自動車交通労働組合総連合会を代表する者

(4) 地域住民

一般社団法人千葉県商工会議所連合会長

(5) 学識経験者 (日本大学 榛澤名誉教授)

(6) その他協議会が必要と認める者

- ① 千葉県警察本部交通部交通指導課長
- ② 千葉県警察本部交通部交通規制課長
- ③ 千葉労働局労働基準部監督課長
- ④ 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長
- ⑤ 千葉県タクシー運転者登録センター所長

- 2 協議会は、前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の（５）～（7）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は**事務局長会長等**
~~（事務局長を置く場合は事務局長。以下同じ。）~~に申し出をするものとする。
ただし、第５条第１３項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は**事務局長会長等**が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第５条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成２９年１月２６日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成２９年１月２６日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の１５％を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - （１）会長の選出を議決する場合
第４条第１項（２）及び（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - （２）設置要綱の変更を議決する場合
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員

- 2 協議会は、前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の（５）～（６）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等（事務局長を置く場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。
ただし、第５条第１３項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第５条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成２９年１月２６日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成２９年１月２６日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の１５％を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - （１）会長の選出を議決する場合
第４条第１項（２）及び（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - （２）設置要綱の変更を議決する場合
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成

であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(分科会)

第6条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

2 分科会は、第3条の実施事項の内容に応じ、第4条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。

3 分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。

4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。

5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成21年12月16日 一部改正
附則 平成24年11月30日 一部改正
附則 平成26年 1月24日 一部改正
附則 平成26年 2月20日 一部改正
附則 平成27年 4月10日 一部改正
附則 平成 年 月 日 一部改正

14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成21年12月16日 一部改正
附則 平成24年11月30日 一部改正
附則 平成26年 1月24日 一部改正
附則 平成26年 2月20日 一部改正
附則 平成27年 4月10日 一部改正

千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正新旧）

改 正	現 行
<p>千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱 制定 平成21年10月28日</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、千葉交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>（定 義）</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>（実施事項）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>（1）準特定地域計画の作成</p> <p>（2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整</p> <p>① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集</p> <p>② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請</p> <p>③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施</p>	<p>千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱 制定 平成21年10月28日</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、千葉交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>（定 義）</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>（実施事項）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>（1）準特定地域計画の作成</p> <p>（2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整</p> <p>① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集</p> <p>② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請</p> <p>③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施</p>

に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長 又はその指名する者

(削除)

(削除)

(削除)

(2) タクシー事業者等

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(3) 労働組合等

(削除)

(4) 地域住民

(削除)

(5) 学識経験者

榛澤 芳雄 (日本大学 名誉教授)

(6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長

(7) その他協議会が必要と認める者

① 千葉県警察本部交通部交通指導課長

② 千葉県警察本部交通部交通規制課長

③ 千葉労働局労働基準部監督課長

(削除)

④ 千葉県タクシー運転者登録センター所長

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区

に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(6)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

① 千葉県総合企画部交通計画課長

② 千葉市都市局都市部長

③ 四街道市長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

① 一般社団法人千葉県タクシー協会長

② 千葉県個人タクシー協会長

③ 有限会社稲毛構内タクシー 代表取締役社長

④ 株式会社両総グランドサービス 代表取締役社長

⑤ 千葉構内タクシー株式会社 代表取締役社長

⑥ 和光タクシー株式会社 代表取締役社長

(3) 労働組合等

全国交通運輸労働組合総連合を代表する者

(4) 地域住民

一般社団法人千葉県商工会議所連合会長

(5) 学識経験者 (日本大学 榛澤名誉教授)

(6) その他協議会が必要と認める者

① 千葉県警察本部交通部交通指導課長

② 千葉県警察本部交通部交通規制課長

③ 千葉労働局労働基準部監督課長

④ 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長

⑤ 千葉県タクシー運転者登録センター所長

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(6)の区

分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は**事務局長会長等**
~~（事務局長を置く場合は事務局長。以下同じ。）~~に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

- 4 協議会の構成員の把握は**事務局長会長等**が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

（1）会長の選出を議決する場合

第4条第1項（2）及び（3）に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

（2）設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等（事務局長を置く場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

（1）会長の選出を議決する場合

第4条第1項（2）及び（3）に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

（2）設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
- (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長及び事務局長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協

- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
- (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長及び事務局長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協

議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

- 15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(分科会)

第6条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

2 分科会は、第3条の実施事項の内容に応じ、第4条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めたと者で構成する。

3 分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。

4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。

5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成21年12月16日 一部改正
附則 平成24年11月30日 一部改正
附則 平成26年 1月24日 一部改正
附則 平成26年 2月20日 一部改正
附則 平成27年 4月10日 一部改正
附則 平成 年 月 日 一部改正

議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

- 15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成21年12月16日 一部改正
附則 平成24年11月30日 一部改正
附則 平成26年 1月24日 一部改正
附則 平成26年 2月20日 一部改正
附則 平成27年 4月10日 一部改正

北総地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正新旧）

改 正	現 行
<p>北総地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱 制定 平成21年10月28日</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 北総地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、北総交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>（定 義）</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を営業者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>（実施事項）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>（1）準特定地域計画の作成</p> <p>（2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整</p> <p>① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集</p> <p>② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請</p> <p>③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施</p>	<p>北総地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱 制定 平成21年10月28日</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 北総地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、北総交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>（定 義）</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を営業者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>（実施事項）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>（1）準特定地域計画の作成</p> <p>（2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整</p> <p>① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集</p> <p>② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請</p> <p>③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施</p>

に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長 又はその指名する者

- (削除)

(2) タクシー事業者等

- (削除)
- (削除)
- (削除)
- (削除)

(3) 労働組合等

- (削除)

(4) 地域住民

- (削除)

(5) 学識経験者

榛澤 芳雄 (日本大学 名誉教授)

(6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長

に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(6)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ① 千葉県総合企画部交通計画課長
- ② 成田市長又はその指名する者
- ③ 佐倉市長又はその指名する者
- ④ 八街市長又はその指名する者
- ⑤ 印西市長又はその指名する者
- ⑥ 白井市長又はその指名する者
- ⑦ 富里市長又はその指名する者
- ⑧ 香取市長又はその指名する者
- ⑨ 酒々井町長又はその指名する者
- ⑩ 神崎町長又はその指名する者
- ⑪ 多古町長又はその指名する者
- ⑫ 東庄町長又はその指名する者
- ⑬ 芝山町長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人千葉県タクシー協会長
- ② 国際空港交通株式会社 代表取締役社長
- ③ 株式会社千葉交タクシー 代表取締役社長
- ④ 有限会社都市交通タクシー 専務取締役

(3) 労働組合等

全国交通運輸労働組合総連合を代表する者

(4) 地域住民

一般社団法人千葉県商工会議所連合会長

(5) 学識経験者 (日本大学 榛澤名誉教授)

(7) その他協議会が必要と認める者

- ① 千葉県警察本部交通部交通指導課長
- ② 千葉県警察本部交通部交通規制課長
- ③ 千葉労働局労働基準部監督課長

(削除)

- ④ 千葉県タクシー運転者登録センター所長

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は**事務局長会長等**~~(事務局長を置く場合は事務局長。以下同じ。)~~に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は**事務局長会長等**が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個

(6) その他協議会が必要と認める者

- ① 千葉県警察本部交通部交通指導課長
- ② 千葉県警察本部交通部交通規制課長
- ③ 千葉労働局労働基準部監督課長
- ④ 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長
- ⑤ 千葉県タクシー運転者登録センター所長

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(6)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長を置く場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個

の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、

の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、

各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

- 12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあつては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
 - (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
 - (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(分科会)

第6条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めるときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

2 分科会は、第3条の実施事項の内容に応じ、第4条の構成員のうちから協議会会長が必要と認められた者で構成する。

3 分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。

4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。

5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

- 12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあつては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
 - (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
 - (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日 一部改正
附則 平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日 一部改正
附則 平成 2 6 年 1 月 2 4 日 一部改正
附則 平成 2 6 年 2 月 2 0 日 一部改正
附則 平成 年 月 日 一部改正

附則 平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日 一部改正
附則 平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日 一部改正
附則 平成 2 6 年 1 月 2 4 日 一部改正
附則 平成 2 6 年 2 月 2 0 日 一部改正

市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正新旧）

改 正	現 行
<p>市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱 制定 平成21年10月28日</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、市原交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>（定 義）</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>（実施事項）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>（1）準特定地域計画の作成</p> <p>（2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整</p> <p>① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集</p> <p>② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請</p> <p>③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施</p>	<p>市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱 制定 平成21年10月28日</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、市原交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>（定 義）</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>（実施事項）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>（1）準特定地域計画の作成</p> <p>（2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整</p> <p>① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集</p> <p>② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請</p> <p>③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施</p>

に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長 又はその指名する者

(削除)

(削除)

(2) タクシー事業者等

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(3) 労働組合等

(削除)

(4) 地域住民

(削除)

(5) 学識経験者

榛澤 芳雄 (日本大学 名誉教授)

(6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長

(7) その他協議会が必要と認める者

① 千葉県警察本部交通部交通指導課長

② 千葉県警察本部交通部交通規制課長

③ 千葉労働局労働基準部監督課長

(削除)

④ 千葉県タクシー運転者登録センター所長

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は 事務局長会長等

に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(6)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

① 千葉県総合企画部交通計画課長

② 市原市長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

① 一般社団法人千葉県タクシー協会長

② 市原ベイタクシー株式会社 代表取締役社長

③ 白鳥タクシー有限会社 代表取締役社長

④ 南総タクシー有限会社 代表取締役社長

(3) 労働組合等

全国自動車交通労働組合連合会を代表する者

(4) 地域住民

一般社団法人千葉県商工会議所連合会長

(5) 学識経験者 (日本大学 榛澤名誉教授)

(6) その他協議会が必要と認める者

① 千葉県警察本部交通部交通指導課長

② 千葉県警察本部交通部交通規制課長

③ 千葉労働局労働基準部監督課長

④ 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長

⑤ 千葉県タクシー運転者登録センター所長

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(6)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等 (事務局長

~~（事務局長を置く場合は事務局長。以下同じ。）~~に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

- 4 協議会の構成員の把握は**事務局長会長等**が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

（1）会長の選出を議決する場合

第4条第1項（2）及び（3）に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

（2）設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシ

を置く場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

（1）会長の選出を議決する場合

第4条第1項（2）及び（3）に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

（2）設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシ

一車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ② (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ③ 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の
- ④ 営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催

一車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催

する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(分科会)

第6条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

2 分科会は、第3条の実施事項の内容に応じ、第4条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。

3 分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。

4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。

5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成21年12月16日 一部改正

附則 平成24年11月30日 一部改正

附則 平成26年 1月24日 一部改正

附則 平成26年 2月20日 一部改正

附則 平成 年 月 日 一部改正

する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成21年12月16日 一部改正

附則 平成24年11月30日 一部改正

附則 平成26年 1月24日 一部改正

附則 平成26年 2月20日 一部改正

南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正新旧）

改 正	現 行
<p>南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱 制定 平成24年12月6日</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、南房交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>（定 義）</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>（実施事項）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>（1）準特定地域計画の作成</p> <p>（2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整</p> <p>① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集</p> <p>② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請</p> <p>③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施</p>	<p>南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱 制定 平成24年12月6日</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、南房交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>（定 義）</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>（実施事項）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>（1）準特定地域計画の作成</p> <p>（2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整</p> <p>① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集</p> <p>② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請</p> <p>③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施</p>

に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長 又はその指名する者

- (削除)

(2) タクシー事業者等

- (削除)
- (削除)
- (削除)

(3) 労働組合等

- (削除)

(4) 地域住民

- (削除)

(5) 学識経験者

榛澤 芳雄 (日本大学 名誉教授)

(6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長

(7) その他協議会が必要と認める者

- ① 千葉県警察本部交通部交通指導課長
 - ② 千葉県警察本部交通部交通規制課長
 - ③ 千葉労働局労働基準部監督課長
- (削除)

に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(6)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ① 千葉県総合企画部交通計画課長
- ② 館山市長又はその指名する者
- ③ 木更津市長又はその指名する者
- ④ 鴨川市長又はその指名する者
- ⑤ 君津市長又はその指名する者
- ⑥ 富津市長又はその指名する者
- ⑦ 袖ヶ浦市長又はその指名する者
- ⑧ 南房総市長又はその指名する者
- ⑨ 鋸南町長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人千葉県タクシー協会長
- ② かずさ交通株式会社代表取締役社長
- ③ 鏡浦自動車株式会社代表取締役社長

(3) 労働組合等

全国交通運輸労働組合総連合を代表する者

(4) 地域住民

一般社団法人千葉県商工会議所連合会長

(5) 学識経験者 (日本大学 榛澤名誉教授)

(6) その他協議会が必要と認める者

- ① 千葉県警察本部交通部交通指導課長
- ② 千葉県警察本部交通部交通規制課長
- ③ 千葉労働局労働基準部監督課長
- ④ 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長

④ 千葉県タクシー運転者登録センター所長

- 2 協議会は、前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の（５）～（7）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は**事務局長会長等**~~（事務局長を置く場合は事務局長。以下同じ。）~~に申し出をするものとする。
ただし、第５条第１３項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は**事務局長会長等**が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第５条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成２９年１月２６日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成２９年１月２６日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の１５％を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - （１）会長の選出を議決する場合
第４条第１項（２）及び（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - （２）設置要綱の変更を議決する場合
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内

⑤ 千葉県タクシー運転者登録センター所長

- 2 協議会は、前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の（５）～（６）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等（事務局長を置く場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。
ただし、第５条第１３項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第５条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成２９年１月２６日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成２９年１月２６日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の１５％を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - （１）会長の選出を議決する場合
第４条第１項（２）及び（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - （２）設置要綱の変更を議決する場合
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内

の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の

の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の

45日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあつては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(分科会)

第6条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めるときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

2 分科会は、第3条の実施事項の内容に応じ、第4条の構成員のうちから協議会会長が必要と認められた者で構成する。

3 分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。

4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。

5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成26年 1月23日 一部改正

附則 平成26年 2月20日 一部改正

附則 平成 年 月 日 一部改正

45日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあつては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

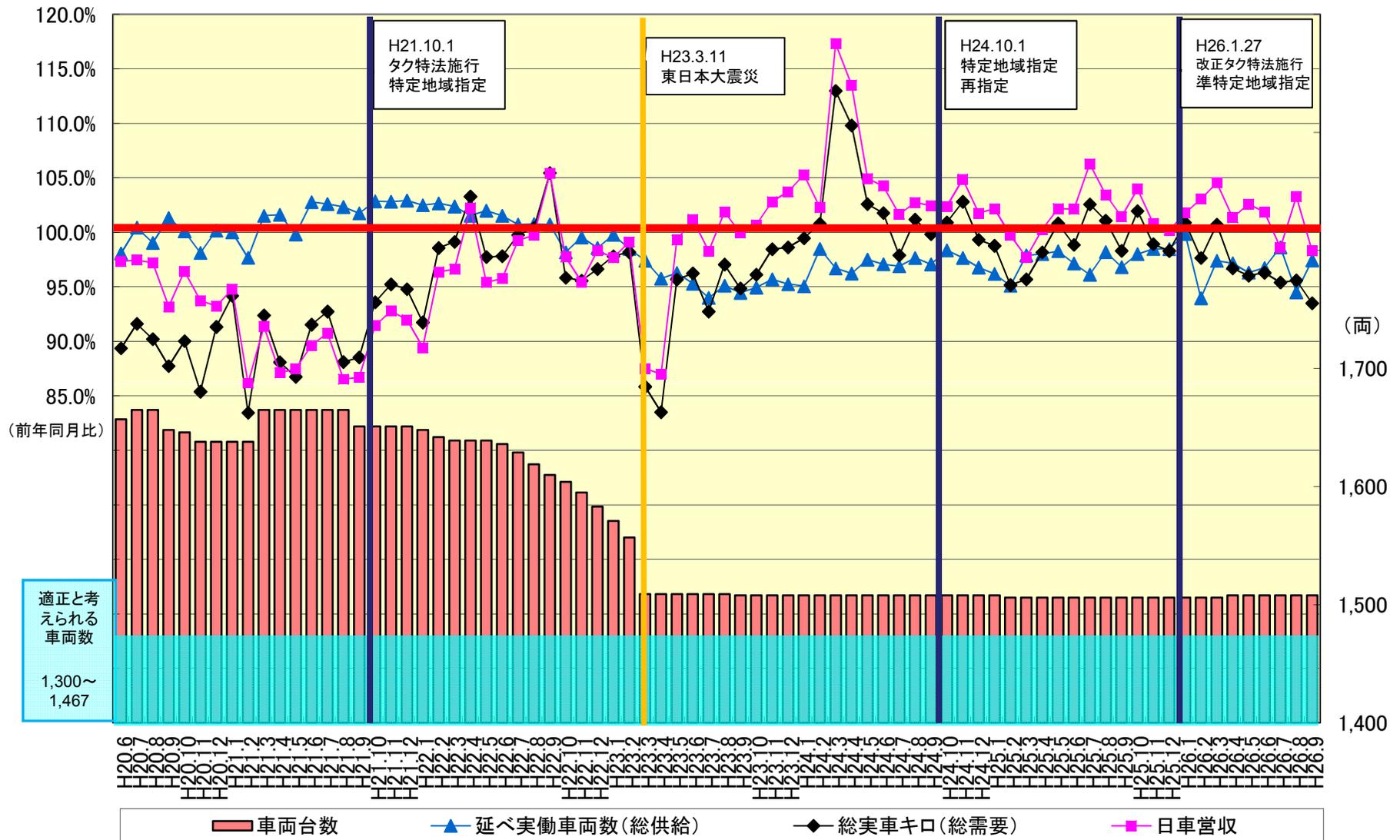
第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成26年 1月23日 一部改正

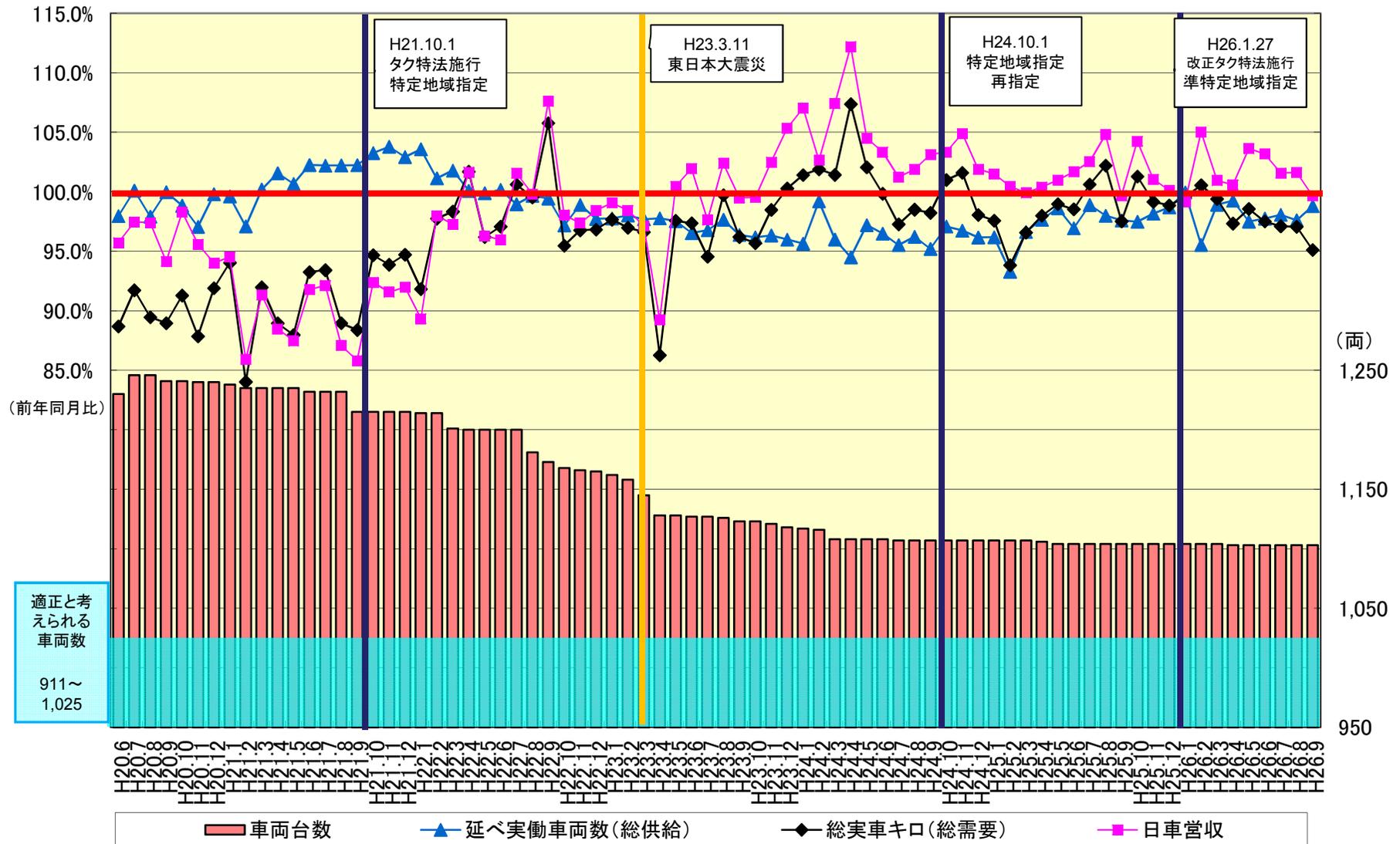
附則 平成26年 2月20日 一部改正

タクシー事業の現状について

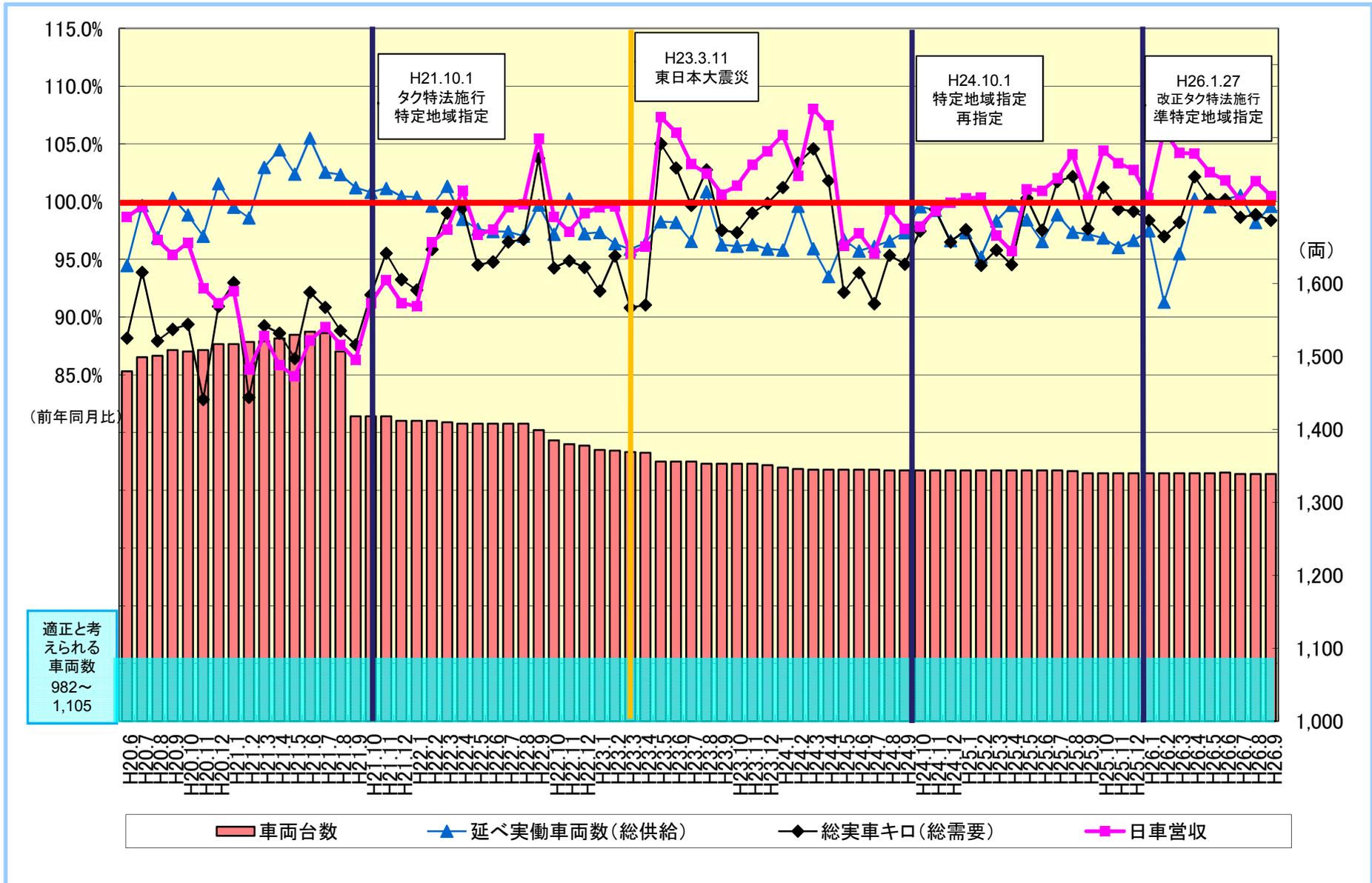
1. 車両数と総需要量、総供給量、日車営収の推移(京葉地区)



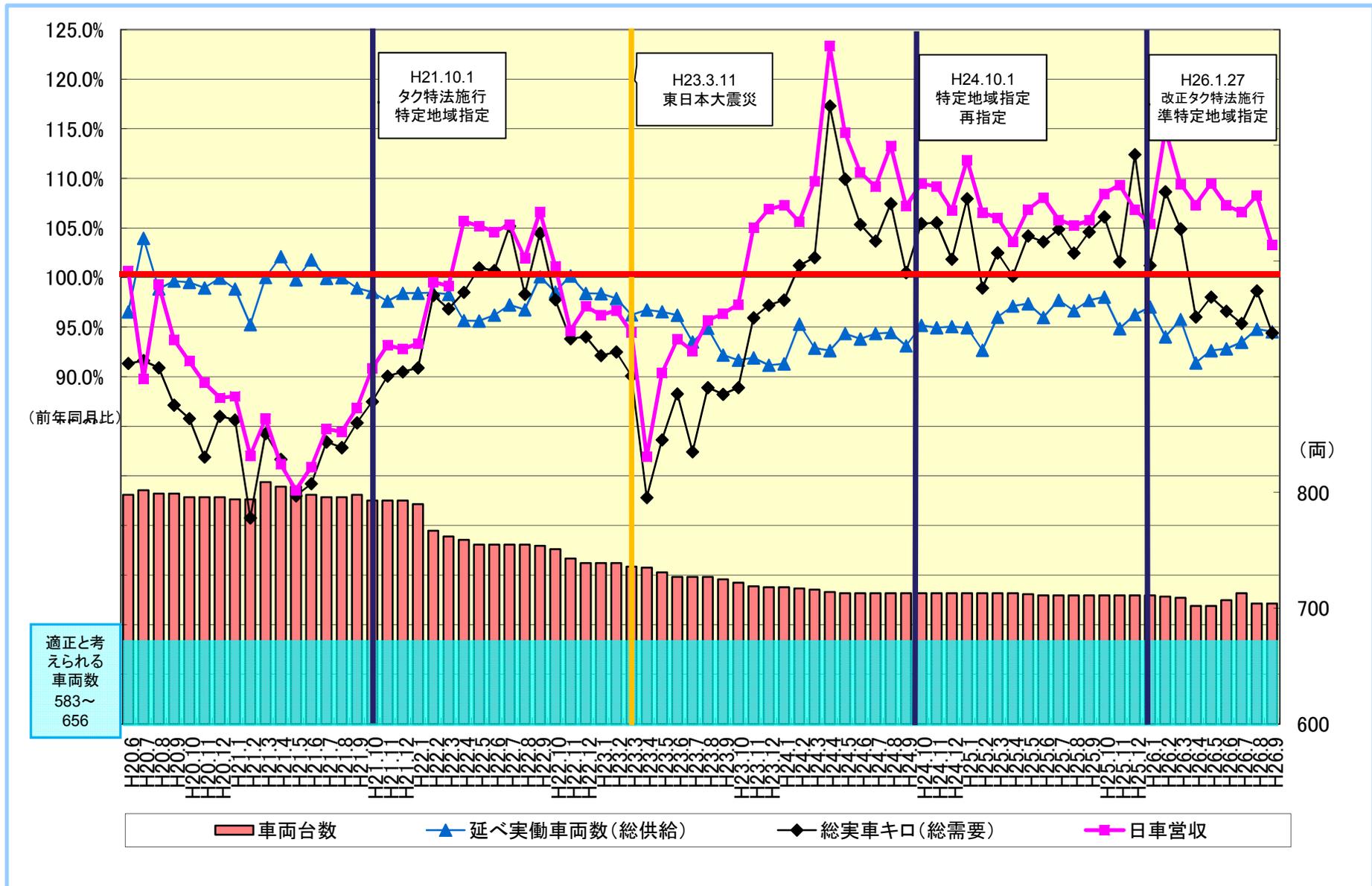
1. 車両数と総需要量、総供給量、日車營收の推移(東葛地区)



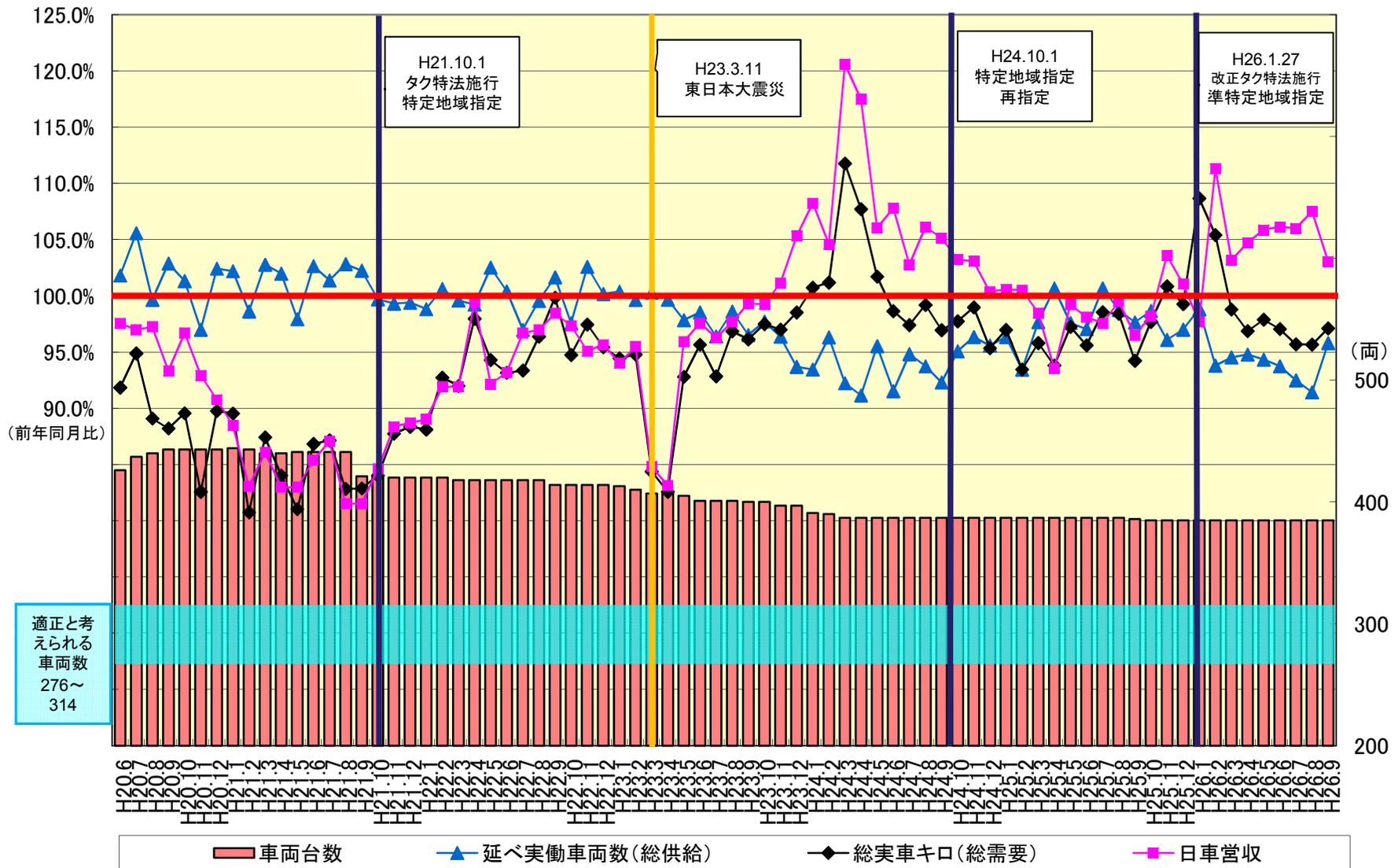
1. 車両数と総需要量、総供給量、日車營收の推移(千葉地区)



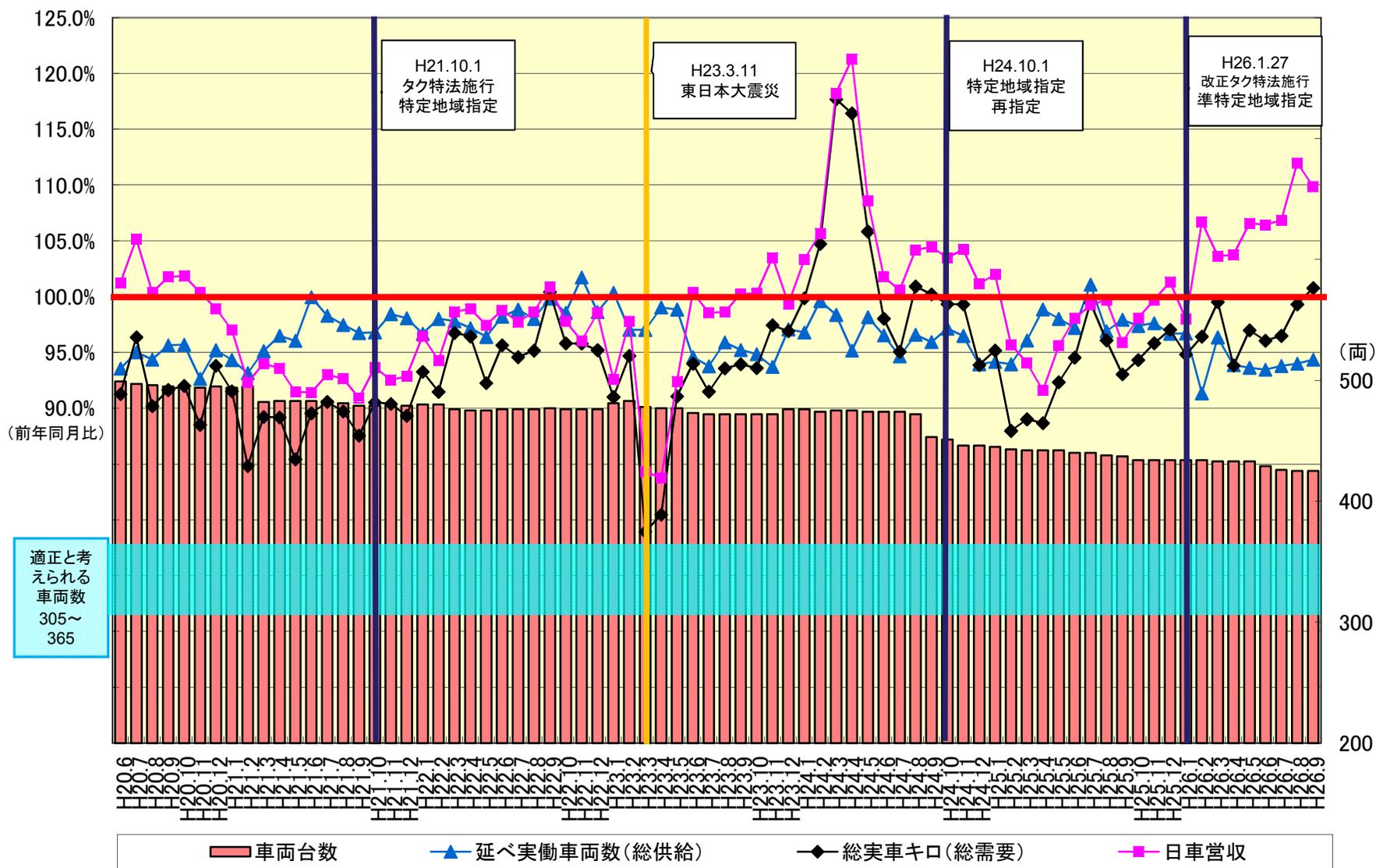
1. 車両数と総需要量、総供給量、日車營收の推移(北総地区)



1. 車両数と総需要量、総供給量、日車営収の推移(市原地区)



1. 車両数と総需要量、総供給量、日車営収の推移(南房地区)



2. 準特定地域における活性化事業計画の認定申請状況等について(京葉地区)

(平成27年3月31日現在)

営業区域名	地域計画合意	事業者数	法人タクシー									個人タクシー		
			申請						認定			事業者数	申請者数	認定事業者数
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			認定事業者数	うち事業再構築を定めた者						
				事業者数	減車数	休車数		事業者数	減車数	休車数				
京葉交通圏	H22.2.19	35	35	28	129	0	35	28	129	0	383	381	381	

※上記は取下・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したものの。

※ハイヤー・福祉車両のみを保有している事業者を除いたもの。

営業区域名	現在車両数 ①	適正車両数 上限との乖離率 (1-③/①)	申請された減・休車 がすべて実施され た場合の 車両数 ②	適正車両数 上限との乖離率 (1-②/①)	適正車両数 (H27.1.27公示)	
					下限値	上限値③
京葉交通圏	1,507	2.7%	1,507	2.7%	1,300	~ 1,467

※その他ハイヤーは除いたもの。

●旧タク特法時の基準車両数と適正車両数 (参考)

営業区域名	現在車両数 ① (H20.7.11)	現在車両数 ②	減車率 (1-②/①)	申請された減・休車 がすべて実施され た場合の 車両数 ③	減車率 (1-③/①)	地域計画に示された 基準車両数と適正と 考えられる車両数との 乖離	適正車両数 (京葉 H21.10.28公表)
京葉交通圏	1,684	1,507	10.5%	1,507	10.5%	約17%~26%	1,250 ~ 1,400

2. 準特定地域における活性化事業計画の認定申請状況等について(東葛地区)

(平成27年3月31日現在)

営業区域名	地域計画合意	事業者数	法人タクシー									個人タクシー		
			申請						認定			事業者数	申請者数	認定事業者数
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			認定事業者数	うち事業再構築を定めた者						
				事業者数	減車数	休車数		事業者数	減車数	休車数				
東葛交通圏	H22.3.19	38	38	29	75	14	38	29	75	14	90	90	90	

※上記は取下・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したものです。

※ハイヤー・福祉車両のみを保有している事業者を除いたもの。

営業区域名	現在車両数 ①	適正車両数 上限との乖離率 (1-③/①)	申請された減・休車 がすべて実施された場合の 車両数 ②	適正車両数 上限との乖離率 (1-②/①)	適正車両数 (H27.1.27公示)	
					下限値	上限値③
東葛交通圏	1,096	6.5%	1,096	6.5%	911	~ 1,025

※その他ハイヤーは除いたもの。

●旧タク特法時の基準車両数と適正車両数 (参考)

営業区域名	現在車両数 ① (H20.7.11)	現在車両数 ②	減車率 (1-②/①)	申請された減・休車 がすべて実施された場合の 車両数 ③	減車率 (1-③/①)	地域計画に示された 基準車両数と適正と 考えられる車両数との 乖離	適正車両数 (H21.11.25公表)
東葛交通圏	1,246	1,096	12.0%	1,096	12.0%	約19%~27%	900 ~ 1,000

2. 準特定地域における活性化事業計画の認定申請状況等について(千葉地区)

(平成27年3月31日現在)

営業区域名	地域計画合意	事業者数	法人タクシー									個人タクシー		
			申請						認定			事業者数	申請者数	認定事業者数
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			認定事業者数	うち事業再構築を定めた者						
				事業者数	減車数	休車数		事業者数	減車数	休車数				
千葉交通圏	H22.4.12	42	42	16	50	3	42	16	50	3	285	283	283	

※上記は取下・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したものの。

※ハイヤー・福祉車両のみを保有している事業者を除いたもの。

営業区域名	現在車両数 ①	適正車両数 上限との乖離率 (1-③/①)	申請された減・休車 がすべて実施され た場合の 車両数 ②	適正車両数 上限との乖離率 (1-②/①)	適正車両数 (H27.1.27公示)	
					下限値	上限値③
千葉交通圏	1,337	17.4%	1,337	17.4%	982	1,105

※その他ハイヤーは除いたもの。

●旧タク特法時の基準車両数と適正車両数 (参考)

営業区域名	現在車両数 ① (H21.7.17)	現在車両数 ②	減車率 (1-②/①)	申請された減・休車 がすべて実施され た場合の 車両数 ③	減車率 (1-③/①)	地域計画に示された 基準車両数と適正と 考えられる車両数との 乖離	適正車両数 (H21.11.25公表)
千葉交通圏	1,532	1,337	12.7%	1,337	12.7%	約28%~35%	1,000 ~ 1,100

2. 準特定地域における活性化事業計画の認定申請状況等について(北総地区)

(平成27年3月31日現在)

営業区域名	地域計画合意	事業者数	法人タクシー							
			申請				認定			
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			認定事業者数	うち事業再構築を定めた者		
				事業者数	減車数	休車数		事業者数	減車数	休車数
北総交通圏	H22.5.14	31	31	11	29	0	31	11	29	0

※上記は取下・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したものの。

※ハイヤー・福祉車両のみを保有している事業者を除いたもの。

営業区域名	現在車両数 ①	適正車両数 上限との乖離率 (1-③/①)	申請された減・休車 がすべて実施され た場合の 車両数 ②	適正車両数 上限との乖離率 (1-②/①)	適正車両数 (H27.1.27公示)	
					下限値	上限値③
北総交通圏	704	6.8%	704	6.8%	583	656

※その他ハイヤーは除いたもの。

●旧タク特法時の基準車両数と適正車両数 (参考)

営業区域名	現在車両数 ① (H21.7.17)	現在車両数 ②	減車率 (1-②/①)	申請された減・休車 がすべて実施され た場合の 車両数 ③	減車率 (1-③/①)	地域計画に示された 基準車両数と適正と 考えられる車両数との 乖離	適正車両数 (H21.11.25公表)
北総交通圏	798	704	11.8%	704	11.8%	約25%~31%	550 ~ 600

2. 準特定地域における活性化事業計画の認定申請状況等について(市原地区)

(平成27年3月31日現在)

営業区域名	地域計画合意	事業者数	法人タクシー							
			申請				認定			
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			認定事業者数	うち事業再構築を定めた者		
				事業者数	減車数	休車数		事業者数	減車数	休車数
市原交通圏	H22.5.11	15	15	10	25	4	15	10	25	4

※上記は取下・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したものです。

※福祉車両のみを保有している事業者を除いたもの。

営業区域名	現在車両数 ①	適正車両数 上限との乖離率 (1-③/①)	申請された減・休車 がすべて実施され た場合の 車両数 ②	適正車両数 上限との乖離率 (1-②/①)	適正車両数 (H27.1.27公示)	
					下限値	上限値③
市原交通圏	385	18.4%	385	18.4%	276	314

●旧タク特法時の基準車両数と適正車両数 (参考)

営業区域名	現在車両数 ① (H21.7.17)	現在車両数 ②	減車率 (1-②/①)	申請された減・休車 がすべて実施され た場合の 車両数 ③	減車率 (1-③/①)	地域計画に示された 基準車両数と適正と 考えられる車両数との 乖離	適正車両数 (H21.11.25公表)
市原交通圏	389	385	1.0%	385	1.0%	約10%~23%	300 ~ 350

2. 準特定地域における活性化事業計画の認定申請状況等について(南房地区)

(平成27年3月31日現在)

営業区域名	地域計画合意	事業者数	法人タクシー							
			申請				認定			
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			認定事業者数	うち事業再構築を定めた者		
				事業者数	減車数	休車数		事業者数	減車数	休車数
南房交通圏	H25.3.6	26	26	5	12	0	26	5	12	0

※上記は取下・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したものです。

※福祉車両のみを保有している事業者を除いたもの。

営業区域名	現在車両数 ①	適正車両数 上限との乖離率 (1-③/①)	申請された減・休車 がすべて実施され た場合の 車両数 ②	適正車両数 上限との乖離率 (1-②/①)	適正車両数 (H27.1.27公示)	
					下限値	上限値③
南房交通圏	423	13.7%	423	13.7%	305	365

●旧タク特法時の基準車両数と適正車両数 (参考)

営業区域名	現在車両数 ① (H21.7.17)	現在車両数 ②	減車率 (1-②/①)	申請された減・休車 がすべて実施され た場合の 車両数 ③	減車率 (1-③/①)	地域計画に示された 基準車両数と適正と 考えられる車両数との 乖離	適正車両数 (H21.11.25公表)
南房交通圏	474	423	10.8%	423	10.8%	約16%~26%	350 ~ 400

3. タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント

特措法

旧

新

原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定）

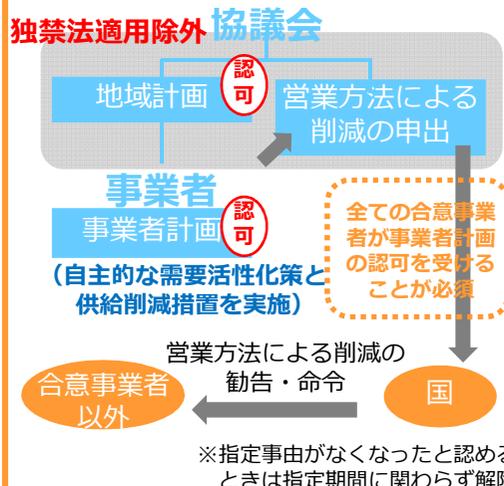
- ◆ 新規参入：許可制 期間3年
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）



※指定事由がなくなつたと認めるときは指定期間に関わらず解除

特定地域（大臣指定・運審諮問）

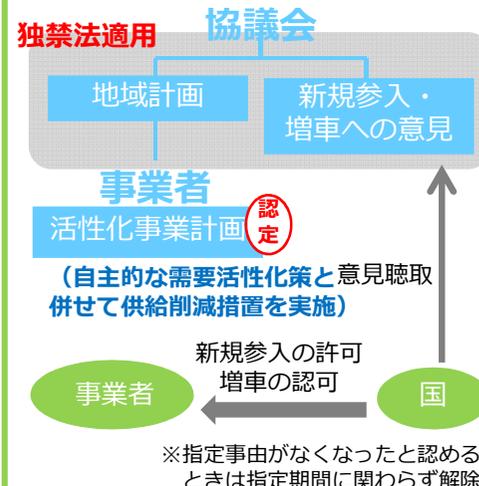
- ◆ 新規参入・増車：禁 期間3年
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



※指定事由がなくなつたと認めるときは指定期間に関わらず解除

準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可 期間3年
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



※指定事由がなくなつたと認めるときは指定期間に関わらず解除

タク特法

全国	指定地域 (政令で指定)	特定指定地域 (政令で指定)
—	登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕

道路運送法

全国

指定地域
(告示で指定)

特定指定地域
(告示で指定)

登録制
〔講習〕

登録制
〔試験〕

登録制
〔試験〕

◆ 過労運転防止措置の義務付け

過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ

◆ 事業者に対する適正化事業の実施

貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

4. 準特定地域一覧(平成26年10月31日現在)

運輸局等	都道府県	準特定地域 (153地域)
北海道	北海道	札幌交通圏、小樽市、函館交通圏、旭川交通圏、 苫小牧交通圏、釧路交通圏、帯広交通圏、北見交通圏
	青森	青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏
東北	岩手	盛岡交通圏、花巻交通圏、一関交通圏
	宮城	仙台市、石巻市
	福島	福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、いわき市
	秋田	秋田交通圏
	山形	山形交通圏
関東	東京	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏、 西多摩交通圏
	神奈川	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏、小田原交通圏
	千葉	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏 市原交通圏、南房交通圏
	埼玉	県南中央交通圏、県南西部交通圏、県北交通圏、 県南東部交通圏
	群馬	東毛交通圏
	群馬及び 埼玉	中・西毛交通圏
	茨城	水戸県央交通圏、県南交通圏、県西交通圏、県北交通圏、 鹿行交通圏
	栃木	宇都宮交通圏、県南交通圏、塩那交通圏
	山梨	甲府交通圏
	新潟	新潟交通圏、長岡交通圏、上越交通圏、三条市A、新発田市A、 柏崎市A
北陸 信越	富山	富山交通圏、高岡・氷見交通圏、砺波市B・南砺市
	石川	金沢交通圏、南加賀交通圏
	長野	長野交通圏、松本交通圏、上田市A、飯田市A
中部	愛知	名古屋交通圏、知多交通圏、尾張北部交通圏、 尾張西部交通圏、西三河北部交通圏、西三河南部交通圏、
	静岡	静岡交通圏、富士・富士宮交通圏、沼津・三島交通圏、 磐田・掛川交通圏、藤枝・焼津交通圏、伊豆交通圏、 浜松交通圏
	岐阜	岐阜交通圏、大垣交通圏、高山交通圏、美濃・可児交通圏、 東濃東部交通圏
	三重	津交通圏、松阪交通圏
	福井	福井交通圏、武生交通圏

運輸局等	都道府県	準特定地域 (153地域)
近畿	大阪	大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南B交通圏、 河南交通圏
	京都	京都市域交通圏
	兵庫	神戸市域交通圏、姫路・西播磨交通圏、東播磨交通圏
	奈良	奈良市域交通圏、生駒交通圏、中部交通圏
	滋賀	大津市域交通圏、湖南交通圏、中部交通圏、湖東交通圏
	和歌山	和歌山市域交通圏
中国	広島	広島交通圏、呉市A、東広島市、三原市、福山交通圏、 尾道市
	鳥取	鳥取交通圏、米子交通圏、倉吉交通圏
	島根	松江市、出雲市
	岡山	岡山市、倉敷交通圏、津山市
四国	山口	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、岩国交通圏
	香川	高松交通圏、中讃交通圏
	徳島	徳島交通圏
	愛媛 高知	松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏 高知交通圏
九州	福岡	福岡交通圏、北九州交通圏、筑豊交通圏、大牟田市、 久留米市
	佐賀	佐賀市、唐津市
	長崎	長崎交通圏、佐世保市、諫早市
	熊本	熊本交通圏、八代交通圏
	大分	大分市、別府市
	宮崎	宮崎交通圏、都城交通圏、延岡市
鹿児島	川薩交通圏、鹿児島空港交通圏、鹿児島市	
沖縄	沖縄	沖縄本島

(全国の営業区域の総数 638地域)

タクシー事業の適正化と活性化に係る改正
特措法施行後1年間の取組み状況について

今後の取り組みの方向性

(H24. 11. 30協議会での今後の方向性)

地域計画の目標への主な取り組み

- 目標1. タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
 - ・個人需要の掘り起こしに向けた取り組み
(UD研修受講運転者のPR、UDタクシーの家庭配車)

- 目標2. 安全性の維持・向上
 - ・法令義務付け外事業者の運輸安全マネジメント制度の積極的な導入をはじめとする安全管理体制の強化・構築
(認定機関による運輸安全マネジメント講習の受講)

- 目標3. 環境問題への貢献
 - ・環境対応車への積極的な導入
(ハイブリッド車、EV車等の更なる導入・促進)

- 目標4. 交通問題・都市問題
 - ・車両集中に伴う渋滞解消のための乗り場配車ルールの構築
(ショットガン方式導入・拡大)

- 目標6. 観光立国実現に向けての取組
 - ・高付加価値のサービス提供に係る運転者教育の実施
(観光及び語学等の研修機会の拡大、資格保持者に対する優遇等)

- 目標7. 防災・防犯対策への貢献
 - ・タクシーの特性を活かし、地震等災害対策及び防犯等への協力により社会貢献を促進
(災害時における避難行動における支援、ドライブレコーダーの映像提供に関する覚書の締結等)

地域計画の目標【①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり】

個人需要の掘り起こしに向けた取組み(子育て支援の取組み)

【子育て世帯、妊婦を対象にしたサービス】

- ・京葉地区において妊娠、子育て世帯を対象にしたサービス「ママサポートタクシー」の運行開始 (H26.10)
- ・千葉地区において妊婦を対象にしたサービス「うぶごえタクシー」の運行開始 (H27.4)



地域計画の目標【①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり】

個人需要の掘り起こしに向けた取組み(UD研修受講運転者のPR、UDタクシーの家庭配車)

【ユニバーサルドライバー研修の実施】

千葉市内(タクシー会館)において第3回「ユニバーサルドライバー研修」を開催(H26.11.11)

UDタクシーマーク



■UDレベル2

レベル1に比べてスロープの角度が緩やかで乗降口が低く乗降しやすい等、構造上特に優れているユニバーサルデザインタクシー



■UDレベル1

車いす使用者のためのスロープが備えられ、また、高齢者等の乗降を円滑にするため地上高を低くするなどの配慮がされている等、様々な人にとって利用しやすい構造を有するユニバーサルデザインタクシー



■その他

流し営業に使用されるタクシーであって、車いす専用スロープ又はリフトを備えたユニバーサルデザインタクシー



地域計画の目標【①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり】

個人需要の掘り起こしに向けた取組み(タクシー体験交流会)

【タクシー体験交流会の実施】

柏市において、柏市立花野井小学校の6年生児童を対象に「タクシー体験交流会」を実施。(H27.6.22)



体験交流会の様子



タクシーの魅力 子供に伝えたい

千夕協が体験交流会

千夕協が体験交流会を開催し、柏市立花野井小学校の6年生児童を対象に「タクシー体験交流会」を実施した。交流会では、タクシーの魅力を子供に伝え、将来の職業選択に役立ててもらいたいという思いで、体験交流会を開催した。交流会では、タクシーの魅力を子供に伝え、将来の職業選択に役立ててもらいたいという思いで、体験交流会を開催した。

千夕協は、タクシーの魅力を子供に伝え、将来の職業選択に役立ててもらいたいという思いで、体験交流会を開催した。交流会では、タクシーの魅力を子供に伝え、将来の職業選択に役立ててもらいたいという思いで、体験交流会を開催した。

千夕協は、タクシーの魅力を子供に伝え、将来の職業選択に役立ててもらいたいという思いで、体験交流会を開催した。交流会では、タクシーの魅力を子供に伝え、将来の職業選択に役立ててもらいたいという思いで、体験交流会を開催した。

千夕協は、タクシーの魅力を子供に伝え、将来の職業選択に役立ててもらいたいという思いで、体験交流会を開催した。交流会では、タクシーの魅力を子供に伝え、将来の職業選択に役立ててもらいたいという思いで、体験交流会を開催した。

地域計画の目標【①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり】

個人需要の掘り起こしに向けた取組み(バリアフリー教室)

【バリアフリー教室の参画】

山武市において交通バリアフリー教室へ参画し、福祉車両の提供を行った。
(H2612.8)



バリアフリー教室の様子



バリアフリー教室って…?

実際の公共交通機関を利用した体験ができます。鉄道駅や、例えば可能な場所(校庭等)があれば、バスやタクシーでの体験もできます。

～児童・生徒の体験メニュー～
*車いす利用体験・介助体験
*視覚障がい者疑似体験・介助体験
*高齢者疑似体験



福祉タクシー乗務体験



視覚障がい者疑似体験



ノンステップバスの車いす体験・介助体験



駅のバリアフリー施設見学



高齢者疑似体験

バリアフリー教室の開催風景はHPに掲載されています。
◆バリアフリー教室(平成21年度からの開催分を掲載)
<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/page2/barrierfree.html>

児童・生徒の感想

- *高齢者の移動の大変さがわかった。
- *車いすの人を見かけたら「お手伝いすることありますか。」と聞きたい。
- *「こころのバリアフリー」という言葉は知っていたが、バリアフリー教室を通じてそれがどれだけ大切なことが初めて分かった。

地域計画の目標【②安全性の維持・向上】

安全性の維持・向上について

法令義務付け外事業者の運輸安全マネジメント制度の積極的な導入をはじめとする安全管理体制の強化・構築（認定機関による運輸安全マネジメント講習の受講）

【運輸安全マネジメント講習の受講】

国土交通大臣の認定を受けたコンサルティングNASVA
「安全マネジメント体制構築支援プラン」の受講（H26.9.11）



NASVAによる講習受講の様子



講習受講後の社内集合研修の様子（H27.3.26、3.27）



地域計画の目標【③環境問題への貢献】

環境問題への貢献について

環境対応車への積極的な導入(ハイブリッド車、EV車等の更なる導入・促進)

【低公害車の導入】

電気自動車(EV)タクシーの導入

日産リーフ 3両を導入(H27.1、H27.2)



電気自動車



地域計画の目標【④交通問題、都市問題の改善】

交通問題・都市問題について

車両集中に伴う渋滞解消のための乗り場配車ルールの構築(ショットガン方式導入・拡大)

【JR津田沼駅北口サテライト(ショットガン方式)の実施】

JR津田沼駅北口における、夜間タクシープールへの入庫待機車両による一般車の通行障害問題の解消へ向け、「JR津田沼駅北口サテライト」を実施(H25.7.1~)



サテライト入口



タクシープールの入庫待機をするタクシー

地域計画の目標【⑥観光立国実現に向けての取組み】

観光立国実現に向けての取組みについて
高付加価値のサービス提供に係る運転者教育の実施
(観光及び語学等の研修機会の拡大、資格保持者に対する優遇等)

【外国人旅客接客研修の開催】

「第1回、第2回タクシー乗務員・管理職員を対象とした外国人旅客接客研修」を開催
(H27.2.5、H27.3.24)



研修の様子



ロールプレイの様子

地域計画の目標【⑦防災・防犯対策への貢献】

防災対策への対応(災害時における避難行動における支援)

【災害時における避難輸送協力に関する協定の締結】

県内タクシー2事業者と佐倉市において大規模な災害が発生した際、避難行動に支援が必要な住民の輸送を円滑に行うため

「災害時における避難輸送協力等に関する協定書」を締結 (H27.1.27)



地域計画の目標【⑦防災・防犯対策への貢献】

防災対策への対応（災害時におけるEV車両による電源供給）

【災害時における電気自動車による電源供給を行うための協定の締結】

非常時の際、柏の葉キャンパス駅前に設置された防災エネルギーボックスに電気自動車をつなぎ、非常用電源として使用することの関係機関と協定を締結（H27.1）



防災エネルギーボックスと接続の様子

地域計画の目標【 ⑦防災・防犯対策への貢献】

防犯対策への対応(犯罪防止への協力)

【ドライブレコーダーの映像提供に関する覚書の締結】

千葉県警、県タクシー協会、県個人タクシー協会、県トラック協会、県警備業協会の5者で「**ドライブレコーダーの映像提供に関する覚書**」を締結 (H27.1)



覚書にサインする県警幹部と4団体の関係者 (13日、県警本部で)

ドライブレコーダー映像提供 県警と関係4団体覚書

車の進行方向を撮影した「ドライブレコーダー」を消し、路上の事故、事件の早期解決を抑制するため、県警は13日、タクシーやトラックなどの県内関係4団体との間で、映像の提供を受け取るための覚書を結んだ。

4団体は県タクシー協会、県警備業協会、県トラック協会、県個人タクシー協会。ドライブレコーダーは、事故が起きた際、状況を映像で確認する目的で取り付けられる。一方「走る防犯カメラ」と呼ばれる

昨年6月、市原市で中学生が連れ去られた事件になった事例でも、通のなかった車のレコーダーの映像から容疑者の乗用車が特定され、逮捕につながった。

覚書締結で、県警が要請を受けた4団体は、協会に所属する法人や個人の車の映像を速やかに提供する。対象となる車は計48000台。

“走る防犯カメラ”捜査に

地域安全に関わり、運輸関連団体 県警と覚書

普及が進むドライブレコーダーカメラとして犯罪抑止効果の向上も期待している。県は13日、運輸関連4団体と映像の提供に関する覚書を交わした。早期解決だけでなく、約2万台の「走る防犯カメラ」の映像提供に関する覚書を締結した。

県警が今回覚書を交わしたのは県タクシー協会と県警備業協会、県トラック協会、県個人タクシー協会の4団体。計1万8000台が設置権を確保して走行しており、台数は今後増加していく見込みという。県警はこれまで映像の提供を受けてきたが、覚書によりスムーズにやり取りができるようになった。

県警本部で行われた締結式で、県警の企画課生活安全部長は「事件の早期解決のためにドライブレコーダーの映像を有効に使うことで、県民に安心してもらえるように力をつくしていく」とあいさつした。県タクシー協会の藤崎教諭は「依頼にすぐに応えられるようになり、より協力関係が深まると述べた。

地域計画の目標【⑦防災・防犯対策への貢献】

防犯対策への対応(タクシー運転者による振り込め詐欺の未然防止への協力)

【タクシー運転者による振り込め詐欺の未然防止への協力】

タクシー運転者による振り込め詐欺の未然防止に協力したことによる表彰
(H26.11、H27.2)

詐欺未然に防ぎ感謝状
振り込め詐欺被害を未然に防いだとして、習志野署はタクシー乗務員猪尾正和さん(67)ら計12人に署長感謝状を贈った。
同署によると、猪尾さんは昨年11月28日午後、乗客の80歳代の女性が頻りに携帯電話で「孫が小切手が入ったカバンを盗まれた」などと話しているのを不審に思い、警察に行くように女性を説得した。女性は孫を装う男の指示で、現金200万円を持ってJR津田沼駅に行くため乗車したという。猪尾さんは最初は孫がかわいそうだからとかなか応じてくれなかった。これからも被害防止を心がけた」と話した。
同署の矢野義春署長は「これからも被害防止のため、一声かけてほしい」とさらなる協力を呼び掛けた。



<参考> 各地区フォローアップ(H24.11.30)以降の取り組み状況

平成24年11月30日に開催した第5回京葉・東葛・千葉・北総・市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会以降に取り組んだ活性化メニュー

【協会】

- ・協会会員事業者216者が保有する6,304両の車両に非常用防災用品を搭載(H25.9)
- ・県タクシー協会ケア輸送委員会が柏市立富勢西小学校の6年生児童を対象に「タクシー体験交流会」を実施(H25.1.30)

【京葉地区】

- ・JR津田沼駅北口においてタクシー空車車両によつ渋滞解消のためのサテライト(ショットガン)開始(H25.7)
- ・京成グループ6社(京葉地区5社、千葉地区1車)タクシー380両で共同無線配車サービスを開始(H25.4)

【東葛地区】

- ・東武東上線運河駅東口供用開始(タクシー乗り場整備)
- ・松戸警察署、松戸東警察署と松戸地区タクシー運営委員会で「車載録画情報の提供に関する覚書」締結(H25.7)
- ・柏市沼南地区で予約型相乗りタクシー「カシワニクル」の実験運行を開始(H25.1)

【千葉地区】

- ・京成グループ6社(京葉地区5社、千葉地区1車)タクシー380両で共同無線配車サービスを開始(H25.4)

【北総地区】

- ・成田空港トランジット客を対象にNAA(成田空港会社)と連携した観光タクシーの運行(千葉交タクシー:H25.6)
- ・香取市小見川地区でデマンドタクシー運行開始(千葉交タクシー:H25.9)
- ・酒蔵めぐり観光タクシー運行(千葉交タクシー:H25.10)

【市原地区】

- ・市原市戸田地区、養老地区でデマンドタクシー運行開始(H25.8、H25.9)
- ・市原市と市原警察署から市原市内タクシー事業者17社のタクシー運転手が「振り込め詐欺防止アドバイザー」に委嘱され振り込め詐欺の未然防止に協力(H25.8)
- ・市原市、市原警察署、県タクシー協会市原支部、県トラック協会市原支部、小湊鐵道バス、日東交通バス、市原市臨海部工場連絡会の7者で「ドライブレコーダーの活用による犯罪・交通事故防止に関する協定」を締結(H25.5)

【南房地区】

- ・JR千倉駅他発着とした観光ルート別運賃の実施(H25.11)
- ・木更津・君津・富津警察署と「ドライブレコーダーを活用する犯罪・交通事故抑止に関する協定」の締結(H25.12)

各地区タクシー事業適正化・活性化協議会
地域計画の一部改正について

※変更点は赤字で記載

京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画（改正案）

平成22年 2月19日

一部改正 平成24年11月30日

一部改正 平成 年 月 日

京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画

1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針（略）

- ① 千葉県京葉交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割
- ② タクシー事業の現況
- ③ 取組みの方向性

2. タクシー事業の適正化・活性化実施3年間の状況（略）

3. 地域計画の目標（略）

- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
 - ② 安全性の維持・向上
 - ③ 環境問題への貢献
 - ④ 交通問題、都市問題の改善
 - ⑤ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
 - ⑥ 観光立国実現に向けての取組み
 - ⑦ 防災・防犯対策への貢献
 - ⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
 - ⑨ 事業経営の活性化、効率化
- ◇以上の目標の達成に必要となる供給過剰状態の解消

4. 改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標

平成26年1月27日付けで特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、目標の一部を見直す。

- ・関係者の継続的な取組みにより、「3. 地域計画の目標」を更に深度化させていくことが活性化を推進していくためには、必要不可欠である。
- ・特に「⑥観光立国実現に向けての取組み」では、平成26年6月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」において、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、訪日外国人旅行者数200万人の高みを目指すとしており、今後、益々訪日外国人旅行者の増加が見込まれている。
- ・当県においても、多くの来訪者が見込まれることから、こうした絶好の機会を捉え、関係者、特に事業者及び事業者団体は、2020年に向けて、外国人旅行者に対する利便性向上のための

対策を講じていくことが重要である。

- ・また、最近のタクシー業界を取り巻く状況としては、運転者確保問題による実働率の低下が顕著に見受けられている。国土交通省においても自動車局内にプロジェクトチームを設け、「自動車運送事業等における労働力確保対策について」等の検討がなされ、平成26年7月にとりまとめられたところであり、新卒者や女性の積極的な雇用を図るため、労働環境の改善、女性が働きやすい職場環境の整備など新たな取り組みの推進により各事業者の車両数に応じた適切な運転者の確保が図られるとともに、タクシー運転者が魅力ある職業になることが望まれる。
- ・さらに平成27年1月23日に一部改正された「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要とされる措置等の実施について」に基づき、平成27年1月27日には、関東運輸局から千葉県京葉交通圏の新たに適正と考えられる車両数が公表されたところである。
- ・この公表によると適正と考えられる車両数の上限値については、実働率80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、下限値については、実働率90%又は平成13年度値のいずれか高い数値により、1,475両（タクシー1,467両、その他ハイヤー8両（実働率80%））、1,307両（タクシー1,300両、その他ハイヤー7両（実働率90%））が示されたところである。
- ・これに基づき平成27年3月末の車両数1,514両（タクシー1,507両、その他ハイヤー7両）からすると実働率（80%、90%）により算定した適正と考えられる車両数に対して、それぞれ2.6%、13.7%の乖離があり、上限値と比べても39両の差が認められ、各事業者においては、本協議会等における今後の適正化のあり方についての議論を踏まえ、各社が自らの判断で適正化の取組みを推進していく必要がある。また、関係者は更なる活性化に向け、積極的に取り組むことが重要である。

5. 地域計画の目標を達成するために行う**活性化**事業その他の事業及びその実施主体に関する事項 (略)

- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
- ② 安全性の維持・向上
- ③ 環境問題への貢献
- ④ 交通問題、都市問題の改善
- ⑤ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ⑥ 観光立国実現に向けての取組み
- ⑦ 防災・防犯対策への貢献
- ⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑨ 事業経営の活性化、効率化

◇**活性化**事業計画を進めるに当たって留意すべき事項

※変更点は赤字で記載

東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画（改正案）

平成22年 3月19日

一部改正 平成24年11月30日

一部改正 平成 年 月 日

東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画

1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針（略）

- ① 千葉県東葛交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割
- ② タクシー事業の現況
- ③ 取組みの方向性

2. タクシー事業の適正化・活性化実施3年間の状況（略）

3. 地域計画の目標（略）

- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
- ② 安全性の維持・向上
- ③ 環境問題への貢献
- ④ 交通問題、都市問題の改善
- ⑤ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ⑥ 観光立国実現に向けての取組み
- ⑦ 防災・防犯対策への貢献
- ⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑨ 事業経営の活性化、効率化
- ⑩ 過度な運賃競争への対策

◇以上の目標の達成に必要となる供給過剰状態の解消

4. 改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標

平成26年1月27日付けで特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、目標の一部を見直す。

- ・関係者の継続的な取り組みにより、「3. 地域計画の目標」を更に深度化させていくことが活性化を推進していくためには、必要不可欠である。
- ・特に「⑥観光立国実現に向けての取組み」では、平成26年6月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」において、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、訪日外国人旅行者数200万人の高みを目指すとしており、今後、益々訪日外国人旅行者の増加が見込まれている。

- ・当県においても、多くの来訪者が見込まれることから、こうした絶好の機会を捉え、関係者、特に事業者及び事業者団体は、2020年に向けて、外国人旅行者に対する利便性向上のための対策を講じていくことが重要である。
- ・また、最近のタクシー業界を取り巻く状況としては、運転者確保問題による実働率の低下が顕著に見受けられている。国土交通省においても自動車局内にプロジェクトチームを設け、「自動車運送事業等における労働力確保対策について」等の検討がなされ、平成26年7月にとりまとめられたところであり、新卒者や女性の積極的な雇用を図るため、労働環境の改善、女性が働きやすい職場環境の整備など新たな取り組みの推進により各事業者の車両数に応じた適切な運転者の確保が図られるとともに、タクシー運転者が魅力ある職業になることが望まれる。
- ・さらに平成27年1月23日に一部改正された「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要とされる措置等の実施について」に基づき、平成27年1月27日には、関東運輸局から千葉県東葛交通圏の新たに適正と考えられる車両数が公表されたところである。
- ・この公表によると適正と考えられる車両数の上限値については、実働率80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、下限値については、実働率90%又は平成13年度値のいずれか高い数値により、1,025両（タクシー1,025両、その他ハイヤー0両（実働率80%））、911両（タクシー911両、その他ハイヤー0両（実働率90%））が示されたところである。
- ・これに基づき平成27年3月末の車両数1,097両（タクシー1,096両、その他ハイヤー1両）からすると実働率（80%、90%）により算定した適正と考えられる車両数に対して、それぞれ6.6%、17.0%の乖離があり、上限値と比べても72両の差が認められ、各事業者においては、本協議会等における今後の適正化のあり方についての議論を踏まえ、各社が自らの判断で適正化の取組みを推進していく必要がある。また、関係者は更なる活性化に向け、積極的に取り組むことが重要である。

5. 地域計画の目標を達成するために行う**活性化**事業その他の事業及びその実施主体に関する事項
(略)

- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
- ② 安全性の維持・向上
- ③ 環境問題への貢献
- ④ 交通問題、都市問題の改善
- ⑤ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ⑥ 観光立国実現に向けての取組み
- ⑦ 防災・防犯対策への貢献
- ⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑨ 事業経営の活性化、効率化

◇**活性化**事業計画を進めるに当たって留意すべき事項

※変更点は赤字で記載

千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画（改正案）

平成22年 4月12日

一部改正 平成24年11月30日

一部改正 平成 年 月 日

千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画

1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針（略）

- ① 千葉県千葉交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割
- ② タクシー事業の現況
- ③ 取組みの方向性

2. タクシー事業の適正化・活性化実施3年間の状況（略）

3. 地域計画の目標（略）

- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
- ② 安全性の維持・向上
- ③ 環境問題への貢献
- ④ 交通問題、都市問題の改善
- ⑤ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ⑥ 観光立国実現に向けての取組み
- ⑦ 防災・防犯対策への貢献
- ⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑨ 事業経営の活性化、効率化

◇以上の目標の達成に必要な供給過剰状態の解消

4. 改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標

平成26年1月27日付けで特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、目標の一部を見直す。

- ・関係者の継続的な取り組みにより、「3. 地域計画の目標」を更に深度化させていくことが活性化を推進していくためには、必要不可欠である。
- ・特に「⑥観光立国実現に向けての取組み」では、平成26年6月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」において、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、訪日外国人旅行者数200万人の高みを目指すとしており、今後、益々訪日外国人旅行者の増加が見込まれている。
- ・当県においても、多くの来訪者が見込まれることから、こうした絶好の機会を捉え、関係者、特に事業者及び事業者団体は、2020年に向けて、外国人旅行者に対する利便性向上のための

対策を講じていくことが重要である。

- ・また、最近のタクシー業界を取り巻く状況としては、運転者確保問題による実働率の低下が顕著に見受けられている。国土交通省においても自動車局内にプロジェクトチームを設け、「自動車運送事業等における労働力確保対策にについて」等の検討がなされ、平成26年7月にとりまとめられたところであり、新卒者や女性の積極的な雇用を図るため、労働環境の改善、女性が働きやすい職場環境の整備など新たな取り組みの推進により各事業者の車両数に応じた適切な運転者の確保が図られるとともに、タクシー運転者が魅力ある職業になることが望まれる。
- ・さらに平成27年1月23日に一部改正された「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要とされる措置等の実施について」に基づき、平成27年1月27日には、関東運輸局から千葉県千葉交通圏の新たに適正と考えられる車両数が公表されたところである。
- ・この公表によると適正と考えられる車両数の上限値については、実働率80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、下限値については、実働率90%又は平成13年度値のいずれか高い数値により、1,128両（タクシー1,105両、その他ハイヤー23両（実働率80%））、1,002両（タクシー982両、その他ハイヤー20両（実働率90%））が示されたところである。
- ・これに基づき平成27年3月末の車両数1,352両（タクシー1,337両、その他ハイヤー15両）からすると実働率（80%、90%）により算定した適正と考えられる車両数に対して、それぞれ16.6%、25.8%の乖離があり、上限値と比べても224両の差が認められ、各事業者においては、本協議会等における今後の適正化のあり方についての議論を踏まえ、各社が自らの判断で適正化の取組みを推進していく必要がある。また、関係者は更なる活性化に向け、積極的に取り組むことが重要である。

5. 地域計画の目標を達成するために行う**活性化**事業その他の事業及びその実施主体に関する事項（略）

- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
- ② 安全性の維持・向上
- ③ 環境問題への貢献
- ④ 交通問題、都市問題の改善
- ⑤ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ⑥ 観光立国実現に向けての取組み
- ⑦ 防災・防犯対策への貢献
- ⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑨ 事業経営の活性化、効率化

◇**活性化**事業計画を進めるに当たって留意すべき事項

※変更点は赤字で記載

北総地区タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画（改正案）

平成22年 5月14日

一部改正 平成24年11月30日

一部改正 平成 年 月 日

北総地区タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画

1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針（略）

- ① 千葉県千葉交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割
- ② タクシー事業の現況
- ③ 取組みの方向性

2. タクシー事業の適正化・活性化実施3年間の状況（略）

3. 地域計画の目標（略）

- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
- ② 安全性の維持・向上
- ③ 環境問題への貢献
- ④ 交通問題、都市問題の改善
- ⑤ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ⑥ 観光立国実現に向けての取組み
- ⑦ 防災・防犯対策への貢献
- ⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑨ 事業経営の活性化、効率化
- ⑩ 過度な運賃競争への対策

◇以上の目標の達成に必要となる供給過剰状態の解消

4. 改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標

平成26年1月27日付けで特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、目標の一部を見直す。

- ・関係者の継続的な取り組みにより、「3. 地域計画の目標」を更に深度化させていくことが活性化を推進していくためには、必要不可欠である。
- ・特に「⑥観光立国実現に向けての取組み」では、平成26年6月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」において、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、訪日外国人旅行者数200万人の高みを目指すとしており、今後、益々訪日外国人旅行者の増加が見込まれている。

- ・当県においても、多くの来訪者が見込まれることから、こうした絶好の機会を捉え、関係者、特に事業者及び事業者団体は、2020年に向けて、外国人旅行者に対する利便性向上のための対策を講じていくことが重要である。
- ・また、最近のタクシー業界を取り巻く状況としては、運転者確保問題による実働率の低下が顕著に見受けられている。国土交通省においても自動車局内にプロジェクトチームを設け、「自動車運送事業等における労働力確保対策について」等の検討がなされ、平成26年7月にとりまとめられたところであり、新卒者や女性の積極的な雇用を図るため、労働環境の改善、女性が働きやすい職場環境の整備など新たな取り組みの推進により各事業者の車両数に応じた適切な運転者の確保が図られるとともに、タクシー運転者が魅力ある職業になることが望まれる。
- ・さらに平成27年1月23日に一部改正された「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要とされる措置等の実施について」に基づき、平成27年1月27日には、関東運輸局から千葉県北総交通圏の新たに適正と考えられる車両数が公表されたところである。
- ・この公表によると適正と考えられる車両数の上限値については、実働率80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、下限値については、実働率90%又は平成13年度値のいずれか高い数値により、759両（タクシー656両、その他ハイヤー103両（実働率80%））、674両（タクシー583両、その他ハイヤー91両（実働率90%））が示されたところである。
- ・これに基づき平成27年3月末の車両数798両（タクシー704両、その他ハイヤー94両）からすると実働率（80%、90%）により算定した適正と考えられる車両数に対して、それぞれ4.9%、15.5%の乖離があり、上限値と比べても39両の差が認められ、各事業者においては、本協議会等における今後の適正化のあり方についての議論を踏まえ、各社が自らの判断で適正化の取り組みを推進していく必要がある。また、関係者は更なる活性化に向け、積極的に取り組むことが重要である。

5. 地域計画の目標を達成するために行う**活性化**事業その他の事業及びその実施主体に関する事項
(略)

- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
- ② 安全性の維持・向上
- ③ 環境問題への貢献
- ④ 交通問題、都市問題の改善
- ⑤ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ⑥ 観光立国実現に向けての取り組み
- ⑦ 防災・防犯対策への貢献
- ⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑨ 事業経営の活性化、効率化

◇**活性化**事業計画を進めるに当たって留意すべき事項

※変更点は赤字で記載

市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画（改正案）

平成22年 5月11日

一部改正 平成24年11月30日

一部改正 平成 年 月 日

市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画

1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針（略）

- ① 千葉県市原交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割
- ② タクシー事業の現況
- ③ 取組みの方向性

2. タクシー事業の適正化・活性化実施3年間の状況（略）

3. 地域計画の目標（略）

- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
- ② 安全性の維持・向上
- ③ 環境問題への貢献
- ④ 交通問題、都市問題の改善
- ⑤ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ⑥ 観光立国実現に向けての取組み
- ⑦ 防災・防犯対策への貢献
- ⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑨ 事業経営の活性化、効率化

◇以上の目標の達成に必要となる供給過剰状態の解消

4. 改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標

平成26年1月27日付けで特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、目標の一部を見直す。

- ・関係者の継続的な取組みにより、「3. 地域計画の目標」を更に深度化させていくことが活性化を推進していくためには、必要不可欠である。
- ・特に「⑥観光立国実現に向けての取組み」では、平成26年6月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」において、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、訪日外国人旅行者数200万人の高みを目指すとしており、今後、益々訪日外国人旅行者の増加が見込まれている。
- ・当県においても、多くの来訪者が見込まれることから、こうした絶好の機会を捉え、関係者、特に事業者及び事業者団体は、2020年に向けて、外国人旅行者に対する利便性向上のための

対策を講じていくことが重要である。

- ・また、最近のタクシー業界を取り巻く状況としては、運転者確保問題による実働率の低下が顕著に見受けられている。国土交通省においても自動車局内にプロジェクトチームを設け、「自動車運送事業等における労働力確保対策にについて」等の検討がなされ、平成26年7月にとりまとめられたところであり、新卒者や女性の積極的な雇用を図るため、労働環境の改善、女性が働きやすい職場環境の整備など新たな取り組みの推進により各事業者の車両数に応じた適切な運転者の確保が図られるとともに、タクシー運転者が魅力ある職業になることが望まれる。
- ・さらに平成27年1月23日に一部改正された「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要とされる措置等の実施について」に基づき、平成27年1月27日には、関東運輸局から千葉県市原交通圏の新たに適正と考えられる車両数が公表されたところである。
- ・この公表によると適正と考えられる車両数の上限値については、実働率80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、下限値については、実働率90%又は平成13年度値のいずれか高い数値により、314両（実働率80%）、276両（実働率90%）が示されたところである。
- ・これに基づき平成27年3月末の車両数385両からすると実働率（80%、90%）により算定した適正と考えられる車両数に対して、それぞれ18.4%、28.3%の乖離があり、上限値と比べても71両の差が認められ、各事業者においては、本協議会等における今後の適正化のあり方についての議論を踏まえ、各社が自らの判断で適正化の取組みを推進していく必要がある。また、関係者は更なる活性化に向け、積極的に取り組むことが重要である。

5. 地域計画の目標を達成するために行う**活性化**事業その他の事業及びその実施主体に関する事項 (略)

- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
- ② 安全性の維持・向上
- ③ 環境問題への貢献
- ④ 交通問題、都市問題の改善
- ⑤ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ⑥ 観光立国実現に向けての取組み
- ⑦ 防災・防犯対策への貢献
- ⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑨ 事業経営の活性化、効率化

◇**活性化**事業計画を進めるに当たって留意すべき事項

※変更点は赤字で記載

南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画（改正案）

平成25年 3月 6日
一部改正 平成 年 月 日

南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画

1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針（略）

- ① 千葉県南房交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割
- ② タクシー事業の現況
- ③ 取組みの方向性

2. 地域計画の目標（略）

- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスの提供
- ② 安全性の維持・向上
- ③ 地域における公共交通・環境問題への貢献
- ④ 観光振興への取組み
- ⑤ 防災・防犯対策への貢献
- ⑥ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑦ 事業経営の活性化、効率化

◇以上の目標の達成に必要な供給過剰状態の解消

3. 改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標

平成26年1月27日付けで特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、目標の一部を見直す。

- ・関係者の継続的な取り組みにより、「2. 地域計画の目標」を更に深度化させていくことが活性化を推進していくためには、必要不可欠である。
- ・特に「④観光振興への取組み」では、平成26年6月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」において、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指すとしており、今後、益々訪日外国人旅行者の増加が見込まれている。
- ・当県においても、多くの来訪者が見込まれることから、こうした絶好の機会を捉え、関係者、特に事業者及び事業者団体は、2020年に向けて、外国人旅行者に対する利便性向上のための対策を講じていくことが重要である。
- ・また、最近のタクシー業界を取り巻く状況としては、運転者確保問題による実働率の低下が顕著に見受けられている。国土交通省においても自動車局内にプロジェクトチームを設け、「自動車運送事業等における労働力確保対策について」等の検討がなされ、平成26年7月にとりまとめられたところであり、新卒者や女性の積極的な雇用を図るため、労働環境の改善、女性が働きやすい職場環境の整備など新たな取り組みの推進により各事業者の車両数

に応じた適切な運転者の確保が図られるとともに、タクシー運転者が魅力ある職業になることが望まれる。

- ・さらに平成27年1月23日に一部改正された「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要とされる措置等の実施について」に基づき、平成27年1月27日には、関東運輸局から千葉県南房交通圏の新たに適正と考えられる車両数が公表されたところである。
- ・この公表によると適正と考えられる車両数の上限値については、実働率80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、下限値については、実働率90%又は平成13年度値のいずれか高い数値により、365両（実働率80%）、305両（実働率90%）が示されたところである。
- ・これに基づき平成27年3月末の車両数423両からすると実働率（80%、90%）により算定した適正と考えられる車両数に対して、それぞれ13.7%、27.9%の乖離があり、上限値と比べても58両の差が認められ、各事業者においては、本協議会等における今後の適正化のあり方についての議論を踏まえ、各社が自らの判断で適正化の取組みを推進していく必要がある。また、関係者は更なる活性化に向け、積極的に取り組むことが重要である。

4. 地域計画の目標を達成するために行う**活性化**事業その他の事業及びその実施主体に関する事項 (略)

- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスの提供
- ② 安全性の維持・向上
- ③ 地域における公共交通・環境問題への貢献
- ④ 観光振興への取組み
- ⑤ 防災・防犯対策への貢献
- ⑥ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑦ 事業経営の活性化、効率化

◇**活性化**事業計画を進めるに当たって留意すべき事項

南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画

1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針

①千葉県南房交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割

- ・千葉県南房交通圏におけるタクシーは、他の公共交通機関が始発から終発までに決められた路線での輸送を担っているのに対して、各社ごとに電話での配車依頼に丁寧に対応することで個々の利用客のニーズに合わせたドア・ツー・ドアの輸送を担っており、地域住民の生活に欠かせない公共交通機関の役割を果たしている。
- ・特に南房交通圏の輸送では、駅待ち、あるいは車庫待ちを中心として、駅から自宅への送迎や、高齢者等の自宅から病院などへの通院や外出、通勤・通学の足、終電・終バスが終わった後の深夜時間帯の足として機能している。また、無線配車の比率が高く固定客が多いという特色から、タクシーは生活に欠かすことのできない公共交通機関であり、今後も重要な役割を担うものである。
- ・また、南房交通圏では県内でも有数の観光地を有し、その四季折々の景観を求め多くの観光客が集うことから、タクシー特有の小回りの利く機動力を活かしながら各観光地への輸送を担っている。

②タクシー事業の現況

◇タクシー需要の減少

- ・南房交通圏における法人タクシーの輸送人員は、規制緩和以前の平成13年度から平成19年度までは年間約2,657千人（1日当たり7.3千人）から年間約2,993千人（1日当たり8.2千人）へと約12.6%増加しているが、平成20年度以降は減少に転じ、平成23年度では年間約2,188千人（1日当たり6.0千人）まで急激に落ち込み、今後も輸送人員の大幅な回復は難しい状況とみられる（関東運輸局調べ）。

◇規制緩和後におけるタクシー事業者数及び車両数の推移

- ・その一方で、南房交通圏におけるタクシー事業は、事業者による減車への取組みが実施され、規制緩和以前の平成14年1月末に比べ平成24年7月17日（特定特別監視地域における増車抑制措置を実施）では法人タクシー事業者数は新規参入事業者1社があったものの既存事業者の事業廃止等により33社から26社へと7社減少し、車両数は510両から474両へと36両（約7.1%）減少している。
- ・平成24年12月6日の第1回協議会において、関東運輸局から適正と考えられる車両数として3つのケース（実働率「90%」、実働率「80%」、実働率「平成13年度実績値75%」）としたときの車両数約350両、約350両、約400両）について示されているところであるが、平成24年9月30日現在の車両数453両とは差が認められるところである。

◇輸送実績の悪化

- ・このように、南房交通圏では、平成13年度と比べ平成23年度では供給されるタクシー車両数が減少し、実働率についても75.1%から67.8%へ低下している。需要面では、著しくタクシー利用者が減少している結果、タクシー1両当たりの実車キロは66.0kmから65.8kmへ、実車率は51.2%から50.5%へ、いずれも低下している。

また、タクシー1日1車当たりの営業収入（税込み、以下同じ）については、稼働車両数の減少や、運賃改定による運賃の値上げ等により22,718円から24,203円へと増加しているが、総営業収入は3,203百万円から2,849百万円へ減少している（関東運輸局調べ）。

- ・一方で、燃料（LPG）価格の高騰（平成13年度57.2円/リットルから平成23年度71.2円/リットル）（資源エネルギー庁調べ）や安全対策等への経費の増大等により、南房交通圏を含む千葉県B地区タクシー事業者の収支差比率はマイナス傾向にあり、平成23年度はマイナス1.9%（千タ協調べ）、さらに平成24年度以降もマイナスでの推移が予想される。このように事業経営は非常に厳しく、こうした状況が改善されなければ、タクシーの公共交通機関としての機能が一層低下することが懸念される。

◇運転者の労働条件の低下

- ・タクシー運転者の賃金は減少傾向にあり、平成23年の千葉県のタクシー運転者の平均年収は263万円（税・社会保険料等控除前の金額）となっており、千葉県の全産業労働者の平均年収515万円との格差が252万円となっている（厚生労働省統計資料「賃金構造基本統計調査」）。平成19年12月には運転者の労働条件の向上等のために運賃改定（千葉県B地区運賃改定率7.75%）を行ったものの当初見込んでいた効果が表れていない状況となっている。

◇運転者の高齢化

- ・このような状況であることから、若年層の就職先としての魅力の低下等も相まって、昭和58年には42.5歳であった運転者の平均年齢が平成23年には57.4歳となるなど、運転者の高齢化も進み、65歳以上の高齢運転者割合は約33%になっている（賃金構造基本統計調査及び千葉県タクシー運転者登録センター調べ）。
- ・低賃金であるがために若年層の新規労働者の入職は減少している一方、すでにタクシー運転者の多くは高齢者で成り立っているために、他産業への転職も難しい職種となっている。

◇タクシー事業の交通事故状況と苦情概要

- ・タクシー事業における交通事故件数は、過去6年間では県内の事故総数と同様にタクシーの事故件数は減少傾向となっており、平成13年度（603件）と平成23年度（458件）を比較すると、県内の事故総数より減少率は低いものの件数は減少している（千葉県警察本部調べ）。
- ・タクシー事業者に対する苦情では、過去10年間の統計をみると総数ではばらつきがあるものの、各年度で接客態度に関する苦情の占める割合が高くなっている（千葉県タクシー運転者登録センター調べ）。

◇千葉のタクシー業界の取組み

- ・タクシー業界では、これまでも、利用者の増加や利便性の向上を目指した各種の取組みや、経営の効率化・合理化や安全性の維持・向上への取組みを推進してきた。
- ・タクシー事業者各社においては、社会・福祉への貢献（介護タクシー・子育て支援タクシー・タクシーこども110番・タクシー陣痛119番・緊急支援サービスの導入、ドライブレコーダー・防犯カメラによる警察への情報提供、ユニバーサルデザインタクシーの導入、ユニバーサルドライバー研修の実施、精神障害者割引制度の導入等）、環境問題への貢献（ハイブリッドタクシーの導入、グリーン経営認証取得の推進、アイドリングストップ車の導入、デジタルタコグラフを活用した効率的な営業等）、経営効率の改善（GPS+CTI+NAVIの導入）、利用者利便の向上（電子マネー（Suica、ID、Edy）への対応、ハイグレード車の導入、新型インフルエンザ対策、観光ルート別運賃制度の導入、定額運賃の拡大（成田空港←→東京都内）、ETCの導入による高速道路料金の利用者負担の軽減等）、労働条件の向上（ドライブレコーダー、防犯カメラの導入、ハイグレード車の導入等）、その他の取組み（無線タクシーのデジタル化の推進、ドライブレコーダーの導入、無線機・テレビカメラを活用した駐車対策の実施、セーフティドライバーズコンテストの実施等）など、幅広い分野で様々な取組みを実施してきた。
- ・また、千葉県タクシー運転者登録センターの設置運営による運転者登録制度の実施、運転者の指導教育、街頭指導、忘れ物や苦情処理対策等のほか、業界として禁煙タクシーの導入、さわやかタクシー運動のキャンペーン等広報活動にも取り組んできた。

◇まとめ

- ・上述のように、南房交通圏のタクシー事業は、直面する需要の低迷、供給の過剰、労働環境の悪化、サービスレベルの低下等の様々な問題があるなかで、公共交通機関として、各駅や施設等に分散して、曜日、祝祭日、時間帯を問わず車両を配置する安定供給等の重要な役割を果たすためにこれまでも多様な努力をしてきたところである。タクシー事業者にもさらなる創意工夫の余地があるものとは考えられるが、現状のような需給がアンバランスな状態のままでは、状況の抜本的な改善は困難であるとともに、地域密着型のサービスや福祉など社会貢献活動の継続が困難となるものと思われる。

③ 取組みの方向性

上記①②において分析した、タクシーの役割、現況と課題を踏まえ、以下の項目ごとに具体的な目標を設定する。

各目標の実現を図るため、各タクシー事業者は、不特定多数の需要者に対して安全・安心で良質なサービスを提供する公共交通事業者としての自覚を持ち、社会的責務を果たすべく、積極的な取組みを進める必要がある。

また、タクシー事業者以外の関係者についても、各目標の実現に向け、タクシーが公共交通として機能しうる環境づくりを行う等、必要な協力を行うものとする。

協議会は、目標の達成状況について検証・評価を行うとともに、タクシー事業者等関係者に対し、目標達成のための事業の進捗を促す。また、協議会に参加していない関係者（構成員以外の鉄道事業者、道路管理者等）に対しても、地域計画に定める目標の実現に協力するよう要請することとする。

さらに協議会は、必要に応じて地域計画の見直しを行うものとする。

- ◇タクシーサービスの活性化と良質なサービスの提供
- ◇安全性の維持・向上
- ◇地域における公共交通・環境問題への貢献
- ◇観光振興への取組み
- ◇防災・防犯対策への貢献
- ◇タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ◇事業経営の活性化、効率化

2. 地域計画の目標

①タクシーサービスの活性化と良質なサービスの提供

- ・タクシーに求められるサービスは、地域住民の生活に欠かせない公共交通機関としての社会的責務を果たすために「安全・安心で良質なサービスの提供」を遂行することである。そこで、サービスレベルの向上を目指し、利用者の満足度を高めることを目標とする。
- ・そのためには、運転者教育の充実や利用者の要望等の把握に取組み、サービスレベルの向上を目指した活性化方策を実施するものとする。
- ・特に新たな需要の喚起については、高齢化社会において今後も急速な高齢化の進展が予想される中、個人需要の掘り起こしに向けた取組みや、観光立県の推進に資する取組み等を行いサービスの活性化を図るものとする。
- ・具体策として、ユニバーサルデザインタクシーの導入促進、ユニバーサルドライバー研修の受講の促進など、バリアフリー新法の趣旨を尊重し、その実現に向けて取組むものとする。

②安全性の維持・向上

- ・公共交通機関として「安全・安心で良質なサービスの提供」を行うためには、安全性の維持・向上について不断の努力を行うことで社会的な信頼をますます向上していく必要がある。
- ・具体的には、運輸安全マネジメントの積極的な導入、主要駅等のタクシー乗り場での街頭指導の実施等により、運転者の安全運転意識の向上を図り、安全性の向上に努めていく必要がある。
- ・また、国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」における事故削減のための対策に着実に取組みつつ、今後10年間（平成30年）で死者数、人身事故件数をともに半減する目標を上回る改善率を目標とする。

③地域における公共交通・環境問題への貢献

- ・鉄道やバスなどその他の公共交通機関と連携した千葉における総合交通ネットワークとしての機能向上や、千葉県及び地方自治体の「まちづくりビジョン」など、各都市政策、交通計画等と一体となった機能の向上を目指す。
- ・都市計画や新たな開発などから生まれる新たな需要に対しても、公共交通機関として適切な役割を果たしていく。
- ・JRの交通障害発生時には情報の提供により代替輸送機関として適切な役割を果たしていく。
- ・また、CO₂排出による環境問題への取組みについては、エコドライブの取組み、環境対応車の積極的な導入等により温暖化対策等環境問題への貢献を目指す。

④観光振興への取組み

- ・タクシーは個別輸送機関であり、主要ターミナル、空港、大型観光施設等から地理不案内な旅客を目的地まで適確に案内することができ、旅行者の荷物の負担を軽減でき、必要に

応じて観光スポット、飲食スポットに関する情報提供や乗客のエスコートもすることができる。このような特性を生かして、特に高齢者や外国人の旅行者には大きな利便を提供することが可能である。

- ・千葉県では、「千葉県観光立県の推進に関する条例」を策定するなど観光を重要な産業として位置づけており、タクシー業界においても、千葉県をはじめ各関係自治体等と連携して、千葉県の観光施策を推進し、国内外の旅客に、十分なサービスを提供するため、タクシー運転者のサービスレベルの向上、観光タクシーの取組み、乗り場の工夫等サービスの充実を図ることが必要である。

⑤防災・防犯対策への貢献

- ・千葉県内で、24時間県内を広範に走行しているタクシーの特性を活かし、地震等災害対策及び防犯等治安維持への協力により社会的貢献を促進する。
- ・特に地震等災害対策については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって帰宅困難者による混乱等が生じたことを踏まえ、国及び千葉県において検討されている対策に協力するとともに、タクシー業界においても災害時における安全輸送を図るための対策についてのルール作りを行う必要がある。
- ・防犯等治安維持については、タクシーが業務を通じて広く県民に対して犯罪・交通事故の抑止、青少年の健全育成、高齢者の安全・安心な生活の確保等を図るための広報啓発活動を行うとともに、犯罪、交通事故等に遭遇した場合にはドライブレコーダー・防犯カメラの記録や目撃情報の提供など、警察当局との協定の締結をさらに取組み、防犯対策を推進する。
- ・さらに、子供達の安全確保に資する「タクシーこども110番」制度を自治体等と協定を締結しており、今後もタクシーの地域安全防犯活動を推進する。

⑥タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

- ・タクシー運転者の労働条件の一層の悪化を防止し、法定労働条件の遵守はもとより、賃金、労働時間等の労働条件に関し、千葉県全産業男性労働者平均に引き上げることを目標とする。
- ・具体的には、賃金面では、平成23年現在、千葉県のタクシー運転者で252万円ある他産業平均賃金との格差を可能な限り縮めることを目標とする。
- ・また、防犯カメラ・防犯仕切板の設置等の車内における防犯対策については、運転者の安全対策に効果的であるので導入を促進する。
- ・これらの目標に向けて努力していく過程において、若年労働者にとっても魅力のある職場が実現され、高齢化問題への対応も可能となるとともに、有能な人材の確保が可能となることで、安全・安心で良質なサービスの提供につながっていくこととなる。

⑦事業経営の活性化、効率化

- ・タクシー事業者が健全な経営環境の中で適正な競争を行った結果、安全・安心の確保を前提に、タクシー運転者に適正な労働条件を提供でき、公共交通機関として社会的な責任を果たし、且つ新たなサービス等への投資も可能とするための適正利潤も確保できる体制を

目指すものとする。

- ・タクシー事業はコンプライアンスに基づいた事業経営を遂行しつつ、さらに車両や運転者の適切な管理・運用を図るために各社での自助努力を求めるとともに、業界としてもそれを支援する取組みを実施するものとする。
- ・また、自動車運転代行業の適正化を求め、タクシー事業との適正な競争ができる体制を目指す。

◇以上の目標の達成に必要な供給過剰状態の解消

- ・現在の諸問題の根幹として、タクシーが供給過剰であることは否めない。南房交通圏では、平成24年12月6日の第1回協議会において関東運輸局が公表した適正と考えられる車両数は、3つのケースの実働率により、約350両（実働率90%）、約350両（実働率80%）、約400両（実働率平成13年度実績値75%）であり、これに基づくと平成24年7月17日（特定特別監視地域における増車抑制措置を実施）における基準車両数474両と比べたとき、3つのケースの実働率（90%、80%、75%）により算定した適正と考えられる車両数に対して、それぞれ26.16%、26.16%、15.61%と、約15～26%の乖離があり、平成24年9月30日現在の車両数453両と比べても差が認められるところである。したがって、関係者は諸般のタクシー問題の改善に向け、この供給過剰な状態の解消に努めるべきである。
- ・その結果として、以上に示す各目標に向けて有効な取組みがなされ、十分な成果を上げることができるものとする。具体的には、日車営収の増加による経営環境の改善により労働条件の改善が図られ、労働者の質の向上や新たなサービスの質の改善が図られること、また、投資余力の発生による新たな顧客サービス改善や新たな需要開拓等につながるなど、タクシーが公共交通機関としての機能を向上させる効果が期待される。
- ・ただしその際には、タクシー運転者が職を失うことや、安定供給など公共交通機関としての機能の低下につながらないことにも留意する必要があるとともに、福祉タクシー車両が切り捨てられることにならないようにすることにも配慮する必要がある。

3. 地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

上記2. に掲げた目標を達成、実現するために、タクシー事業者が主体となって取り組むべき特定事業及びその他関係者が取り組むその他の事業に関する各項目を、以下に列記する。

特定事業計画に関しては、当該地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であるタクシー事業者が、単独又は共同して行おうとする特定事業を以下の各項目から積極的になるべく多く選択し、記載された実施期間内に取り組むものとする。

その他の事業に関しては、それぞれ実施主体とされた者が実施時期を勘案し、事業を行うものとする。

また、特定事業がより多くの事業者によって取組まれ、目標の早期達成を図るため、積極的に取り組むタクシー事業者を支援する方策を関係者で検討することが必要である。

実施時期としては短期・中期としているが、短期については1年以内、中期については指定期間内を目安として取り組むこととする。

① タクシーサービスの活性化と良質なサービスの提供

【特定事業】

- 禁煙タクシーに関する指導・教育の徹底

実施主体：タクシー事業者、法人協会、タクシー運転者登録センター

実施時期：短期

- 割引運賃制度の導入

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期、中期

- さわやかタクシー運動の充実・拡大

実施主体：タクシー事業者、法人協会、タクシー運転者登録センター

実施時期：短期

- 乗務員の服装の整備・点検

実施主体：タクシー事業者、法人協会、タクシー運転者登録センター

実施時期：短期

- 苦情処理マニュアル作成

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期

- 関係法令等に関する自主点検表の作成と点検の実施

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期

- サービス向上のための教育・研修の充実

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

- 各社における地理教育の徹底
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期
- デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期・中期
- 早朝予約の積極受注の推進
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期
- チャイルドシートの導入
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期
- 福祉車両（回転シート付き車両等）の導入
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期
- ETCの導入
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期
- カーナビの導入
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期・中期
- ユニバーサルデザインタクシーの導入促進
実施主体：タクシー事業者
実施時期：中期
- 福祉タクシーの運行
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期・中期
- 介護タクシーの運行
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期・中期
- 救援タクシーの運行
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期
- ケア輸送サービス従事者研修の受講の促進
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期
- ユニバーサルドライバー研修の受講の促進
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期

【その他の事業】

○新たな地理教育制度の導入

実施主体等：タクシー運転者登録センター、法人協会、タクシー事業者

実施時期：短期

○条件に応じたタクシーを検索出来るWEBサイトの充実

実施主体等：法人協会

実施時期：中期

○駅前等における乗り場（上屋付き乗り場、バリアフリー乗り場等）の整備

実施主体等：タクシー事業者、自治体、鉄道事業者

実施時期：中期

②安全性の維持・向上

【特定事業】

○映像記録型ドライブレコーダーの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○ドライブレコーダーを活用した事故防止教育の実施

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○運輸安全マネジメント講習の受講

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○安全運転講習会の受講

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○運転者適性診断の受診促進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○交通事故ゼロ運動等の実施

実施主体：タクシー事業者、法人協会、タクシー運転者登録センター

実施時期：短期

○セーフティードライバーコンテストの参加

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○シートベルト着用の指導徹底

実施主体：タクシー事業者、法人協会、タクシー運転者登録センター

実施時期：短期

【その他の事業】

- 他団体（自動車関連団体、二輪車関連団体、自転車関連団体等）と連携した事故防止活動の実施

実施主体等：法人協会

実施時期：短期

③地域における公共交通・環境問題への貢献

【特定事業】

- ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

- エコドライブ運動の推進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

- 輸送障害時における代替輸送の連携強化

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

- 主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進

実施主体：タクシー事業者、法人協会、タクシー運転者登録センター

実施時期：短期

- タクシー乗り場及び周辺における美化の推進

実施主体：タクシー事業者、法人協会、タクシー運転者登録センター

実施時期：短期

【その他の事業】

- 地域公共交通への対応

実施主体等：タクシー事業者、法人協会、自治体、運輸支局

実施時期：短期・中期

④観光振興への取組み

【特定事業】

- 観光タクシーの運行

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

- 観光ルート別運賃の設定・見直し

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

- 観光タクシー乗務員講習会の実施

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○タクシーを利用した旅行商品の創出

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

【その他の事業】

○観光施設等における観光タクシー待機場所等に係る検討

実施主体等：法人協会、自治体

実施時期：短期・中期

○地域観光振興への対応

実施主体等：タクシー事業者、法人協会、自治体、運輸支局

実施時期：短期・中期

⑤防災・防犯対策への貢献

【特定事業】

○地域における防災への協力

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○地域における防犯への協力

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○こども110番への協力

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

【その他の事業】

⑥タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

【特定事業】

○若年労働者の積極的な雇用の促進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○健康診断の充実

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○仮眠室、休憩室等の福利厚生施設の充実

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○防犯訓練の実施

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○防犯カメラの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○防犯仕切板の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

【その他の事業】

⑦事業経営の活性化、効率化

【特定事業】

○デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車（再掲）

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○車両・部品・燃料などの共同購入等による経費の圧縮

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

【その他の事業】

○自動車運転代行業の適正化

実施主体等：千葉県警、運輸支局

実施時期：短期

(注) その他の事業における「実施主体等」とは実施主体ならびに協力者を意味し、協力者とは事業の実施を支援する立場の者を指す。これらの具体的な分担に関しては個別の事案ごとに協議するものとする。

◇特定事業計画を進めるに当たって留意すべき事項

これまでの分析から明らかなように、タクシーが公共交通として健全に機能し、上記２．に掲げた各目標を着実に実現させるためには、諸問題の根幹にある需給のアンバランスの解消、つまり供給過剰状態を解消することが必要である。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法では、特定事業計画には、特定事業と相まって事業再構築（事業の譲渡又は譲受け、法人の合併又は分割、事業の供給輸送力の減少、事業用自動車の使用の停止）について定めることができることが規定されている。また、同法に基づく基本方針には「事業再構築は、地域計画に位置付けられた特定事業の実施と相まってタクシー事業の適正化及び活性化の推進に資するものであり、特定事業の効果を高めるのに有効であると判断される場合には、タクシー事業者は積極的に事業再構築に取り組むことが望ましい。特に、地域におけるタクシーの需給バランスを改善するためには、需要の減少に歯止めをかけ、あるいは新たな需要を開拓するのみならず、供給輸送力を減少させることも必要である。このため、適正な競争が確保されること及び利用者の利益が損なわれないことを前提として、本法の枠組みも最大限に活用しつつ、単独又は複数のタクシー事業者による自主的かつ協調的な減車や休車を推進することが期待される。」と示されているところである。

以上の趣旨を踏まえて、タクシー事業者は積極的に特定事業計画と相まった減車等の事業再構築についても検討し、特定事業を進めることが必要不可欠である。

以上